

平成 22 年度 退職金等に関する実態調査報告書

平成 22 年度 退職金等に関する実態調査報告の概要	1
調査の概要と前提条件	4
Q 1 教職員の登録状況	7
Q 2 日本公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号による会計処理の状況	15
Q 3 退職給与引当金の計上割合	16
Q 4 退職給与引当特定預金の計上（保有）割合	23
Q 5 教職員の定年年齢	28
Q 6 退職金の支給条件として必要な在籍期間	36
Q 7 退職金の算定方法	37
Q 8 退職金の算定基礎額	39
Q 9 退職金支給率の変更を検討する契機	41
Q 1 0 退職金の支給日	43
平成 22 年度 退職金等に関する実態調査 調査用紙	44

平成 22 年度 退職金等に関する実態調査報告の概要

本調査は、当財団の寄附行為第 4 条第 2 号および第 3 号に定める事業として、退職資金交付事業の改善・充実並びに維持会員の退職金制度の研究を目的として、全ての維持会員を対象に実施しました。

今年度の調査内容は、新たに、維持会員の退職金支給率の変更を検討する場合の契機について質問を追加し、維持会員の退職金制度に関する基本項目 10 項目について調査しました。

集計にあたっては、「教員と職員」、「大学法人と短大法人等」、「地域」および「規模（入学定員数）」に区分し、比較しました。

本調査は、平成 16 年度から引き続き 7 年目となりますが、例年と同じく全ての維持会員（602 会員）から回答をいただき、私立大学等における退職金制度等の経年変化や実態を把握する上で貴重な情報となりました。

ご多忙の中、調査にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

1 教職員の登録状況について

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金規程に基づいて退職金を支給する大学、短期大学、高等専門学校、法人本部に所属する教職員の数は 196,493 人^(注)でした。このうち、当財団に登録している教職員数は 134,139 人で、その割合は 68.3%^(注)でした。

更に、教職員別で登録状況をみると、教員の登録人数は 80,556 人で登録割合は 88.1%、職員の登録人数は 53,583 人で 51.0%^(注)でした。また、大学法人と短大法人等別で教職員の登録割合をみると、大学法人の登録人数は 130,215 人で 67.7%^(注)、短大法人等の登録人数は 3,924 人で 97.2%でした。

維持会員ごとの登録割合の平均は、教員は大学法人で 95.2%、短大法人等で 96.5%であり、職員は大学法人で 90.6%、短大法人等で 94.0%でした。

なお、医学部または歯学部を設置している大学法人を除いた維持会員全体の登録人数は 97,284 人で、登録割合は 91.1%でした。職員の登録人数は 37,576 人で 86.2%でした。また、大学法人の登録人数は、93,360 人で 90.8%、うち職員の登録人数は、36,006 人で 85.8%でした。

（注）「退職金を支給する人数」（登録割合の計算における分母）には、当財団の寄附行為で定める「退職資金交付の対象」とならない教職員（一部の医療補助職、高等学校以下の教職員等）が含まれている。

2 退職給与引当金の会計処理について

維持会員の退職給与引当金の会計処理については、99.0%（596 会員）が日本公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号に則った会計処理を行っています。

3 退職給与引当金の計上割合について

維持会員の平成 21 年度決算における退職給与引当金の計上割合は、期末要支給額の「100%」が最も多く、69.1%(416 会員)でした。

退職給与引当金の計上割合を入学定員規模別に比較すると、入学定員が「3,000 人以上」の規模の会員では、「50%以上 80%未満」としている割合が高く、ほかの規模の維持会員と差がありました。

この計上割合は、維持会員が各学校法人の実情を勘案し、独自の考えにより、どの程度計上しているかを調査したものです。

4 退職給与引当特定（保有）預金の計上割合について

維持会員の平成 21 年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当特定預金（またはそれに該当する科目、退職金支給に限定されている資産全体）の退職給与引当金に対する保有割合は、「75%以上」が 40.4%（243 会員）でした。それに対して、退職給与引当特定預金を「計上していない」会員が 26.9%（162 会員）でした。

退職給与引当特定預金の計上割合を入学定員規模別に比較すると、入学定員が「1,000 人以上」（「1,000 人以上 1,500 人未満」、「1,500 人以上 3,000 人未満」および「3,000 人以上」）の規模の会員では、「75%以上」としている割合が高くなっていました。

5 定年年齢について

定年年齢のうち最も多かったのは、教員は「65 歳」で 52.7%（317 会員）、職員は「60 歳」で 48.2%（290 会員）であり、次に、教員は「70 歳」が 18.1%（109 会員）、職員は「65 歳」が 37.0%（223 会員）でした。平成 19 年度と比較すると、教員は「65 歳」が増加し「70 歳」が減少、職員は「60 歳」が増加し「65 歳」が減少しています。

定年年齢を地域別に比較すると、北関東、甲信越地域の教員において「70 歳」の割合が高く、また南関東、東京、京都・大阪地域の職員において「65 歳」としている会員が多くなっており、ほかの地域に比べて、定年年齢が高い会員が多くなっていました。

また、大学法人の定年年齢が、短大法人等と比較して高くなっている傾向にあります。

6 退職金の支給条件として必要な在籍期間について

退職金の支給条件として必要な在籍期間は、教職員ともに「1 年以上」としている維持会員が最も多く 77.4%（466 会員）で、次いで「0 年以上（半年以上等 1 年未満）」であり、大学法人は、約 12%と短大法人等の 8.2%より多くなっていました。

7 退職金の算定方法について

退職金の算定方法は、教職員ともに「退職金算定基礎額×支給率」または「退職金算定基礎額×支給率+功労金等」とを合わせて約 97%となっています。「ポイント制」または「ポイント制と退職金算定基礎額×支給率の併用」と回答した会員を合わせると、教員では 1.8%（11 会員）であり、職員では 2.7%（16 会員）でした。

8 退職金の算定基礎額について

退職金の算定方法でポイント制と回答した会員以外の「退職金の算定基礎額」は、「退職時の俸給（本俸）」としている会員が教職員ともに最も多く（75%以上）、次いで「退職時の俸給に手当等（金額）を加える」（約 15%）であり、合わせて維持会員の約 91%となっています。

9 退職金支給率の変更を検討する契機について

退職金の算定方法でポイント制と回答した会員以外に、維持会員の退職金支給率の変更を検討する場合の契機について調査を行いました。「当財団が退職資金の交付率を変更したとき（国家公務員退職手当法の自己都合退職に限定）」と回答した会員が最も多く、大学法人では、40.5%（197 会員）であり、短大法人等では 70.4%（76 会員）でした。大学法人では、次いで「人事制度（人事運営政策）を変更するとき」が 38.5%（187 会員）でした。

10 退職金の支給日について

退職金の支給日は、「退職後 1 ヶ月以内」が、47.2%（284 会員）で最も多く、次いで「退職日」としている会員が 36.7%（221 会員）でした。

以上

調査の概要と前提条件

○ 調査の目的

退職資金交付事業の改善充実並びに維持会員の退職金制度の研究
(寄附行為第4条第2号および第3号に定める調査研究および広報事業)

○ 調査概要

- 【調査期間】：平成22(2010)年6月4日～6月30日
- 【調査方法】：郵送法およびインターネットによる調査
- 【調査対象】：私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
- 【調査票の構成】：44ページ～45ページ参照
- 【調査対象数】：602会員(全維持会員)
- 【回答率】：100%(うちインターネットでの回答は79.6%)
- 【集計単位】：維持会員数(ただし、グラフQ1と表Q1は教職員数)

○ 維持会員の内訳(法人区分)

大学法人	492 法人	短期大学法人	109 法人
高等専門学校法人	1 法人	合 計	602 法人

○ 維持会員の地域区分



(注) 当財団加入時の維持会員の所在地(会員番号)により、都道府県を区分した。

○ 維持会員の規模区分（入学定員数）

入学定員数	大学法人	短大法人等	合 計
100 人未満	12	11	23
(100 人以上) 200 人未満	41	44	85
(200 人以上) 300 人未満	44	29	73
(300 人以上) 400 人未満	55	16	71
(400 人以上) 500 人未満	56	7	63
(500 人以上) 600 人未満	47	3	50
(600 人以上) 800 人未満	62		62
(800 人以上) 1,000 人未満	29		29
(1,000 人以上) 1,500 人未満	61		61
(1,500 人以上) 3,000 人未満	56		56
3,000 人以上	29		29
合 計	492	110	602

(注) 人数は、「平成 21 年度版 文部科学大臣所轄学校法人一覧」(財団法人文教協会)の大学、短期大学、高等専門学校の入学生員数を参照し、区分した。(通信教育の定員は除き、通信教育課程のみ設置する会員は、通信教育課程の定員数)

○ インターネットでの回答率（地域別）(参考)

地 域	大学法人	短大法人等	合 計
北海道	17 (85.0%)	3 (75.0%)	20 (83.3%)
東 北	19 (70.4%)	2 (40.0%)	21 (65.6%)
北関東	11 (84.6%)	2 (50.0%)	13 (76.5%)
南関東	30 (81.1%)	12 (85.7%)	42 (82.4%)
東 京	102 (79.1%)	12 (63.2%)	114 (77.0%)
甲信越	16 (84.2%)	3 (60.0%)	19 (79.2%)
北 陸	7 (70.0%)	2 (100%)	9 (75.0%)
東 海	45 (84.9%)	9 (90.0%)	54 (85.7%)
京都・大阪	51 (78.5%)	10 (83.3%)	61 (79.2%)
近 畿	30 (81.1%)	8 (80.0%)	38 (80.9%)
中 国	26 (89.7%)	6 (100%)	32 (91.4%)
四 国	5 (62.5%)	3 (75.0%)	8 (66.7%)
九 州	36 (80.0%)	12 (80.0%)	48 (80.0%)
合 計	395 (80.3%)	84 (76.4%)	479 (79.6%)

○ 使用している用語の意味と表記

- (1) **「維持会員」**とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。
- (2) **「大学法人」**とは、本調査の基本項目で4年制の大学を設置していると回答した学校法人とする。
「短期大学法人」とは、同項目で4年制の大学を設置していなく、短期大学を設置していると回答した学校法人とし、**「高等専門学校法人」**とは、4年制の大学、短期大学を設置していなく、高等専門学校を設置していると回答した学校法人とする。また、「短期大学法人」と「高等専門学校法人」を合わせて**「短大法人等」**と表記する。
- (3) **「教員」「職員」**とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校等に所属する教員、職員として退職金を支給する者を指す。また**「教職員」**とは、教員と職員の双方を指す。
- (4) **「日本公認会計士協会学校法人委員会報告第29号による会計処理」**とは、貸借対照表における退職給与引当金への繰入額を、当財団に対する掛金累積額と退職資金累積額の差で加減調整することをいう。また、本文中では、**「第29号報告」**と省略する。
- (5) **「退職金」**とは、原則として退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (6) **「退職給与引当金」**とは、教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（勘定科目）を指す。
- (7) **「退職給与引当特定預金」**とは、維持会員の平成21年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当特定預金（またはそれに該当する科目、退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (8) **「ポイント制」**とは、成果主義を反映した退職金の算定方法で、例えば勤務年数のほか役職経験年数等を加え、点数化したものを基礎とする制度を指す。
- (9) グラフの値は特徴的なものを表記している。構成割合（パーセント）は、小数第2位を四捨五入しており、合計は必ずしも一致するとは限らない。また、0%より大きく0.1%未満の場合は、0.1%と表記し、100%と0%は、それぞれ小数点以下は記載していない。
- (10) 表の**「>」「<」**は、「平成22年度の調査結果」を「平成19年度」または「平成21年度」の結果と比較して、割合が3ポイント以上差がある場合に付している。平成22年度が大きい場合は**「>」**を、小さい場合には**「<」**の符号を用いて表している。
なお、表Q1のみ人数の大小を表している。

Q1 教職員の登録状況

平成 22 年 5 月 1 日現在において、維持会員が退職金の支給対象としている大学、短期大学、高等専門学校等の教職員数は 196,493 人で、そのうち当財団に登録している教職員数は 134,139 人 (68.3%) である。なお、「退職金を支給する人数」(登録割合の計算における分母)には、当財団の寄附行為で定める「退職資金交付の対象」とならない教職員(一部の医療補助職、高等学校以下等)が含まれている。

登録している教職員数の内訳は、教員が 80,556 人 (88.1%)、職員が 53,583 人 (51.0%) である。

教員では、大学法人が 78,202 人 (87.8%)、短大法人等が 2,354 人 (97.8%) である。職員では、大学法人が 52,013 人 (50.3%)、短大法人等が 1,570 人 (96.2%) である。

大学法人の職員の登録率は、教員に比べて低い状況にある。これは、医学部または歯学部を設置している大学法人で、一部登録割合が低くなっているからであり、医・歯学部を設置している大学法人を除いた登録割合は 85.8% である。また、会員ごとの登録割合を平均(加重平均)すると、教員は 95.5% で、職員は 91.3% となっている。

平成 22 年度と 19 年度を比較すると、退職金を支給する大学法人の教員数はほぼ同数であるが、登録割合が減少しているのは、期間雇用(有期雇用契約)等、雇用条件の変化が影響しているものと考えられる。また、大学法人職員の「退職金を支給する人数」の増加分のうち約 1 万 2 千人は、平成 19 年度では回答に含まれていなかった医療系職員である。

グラフ Q1 教職員の登録状況

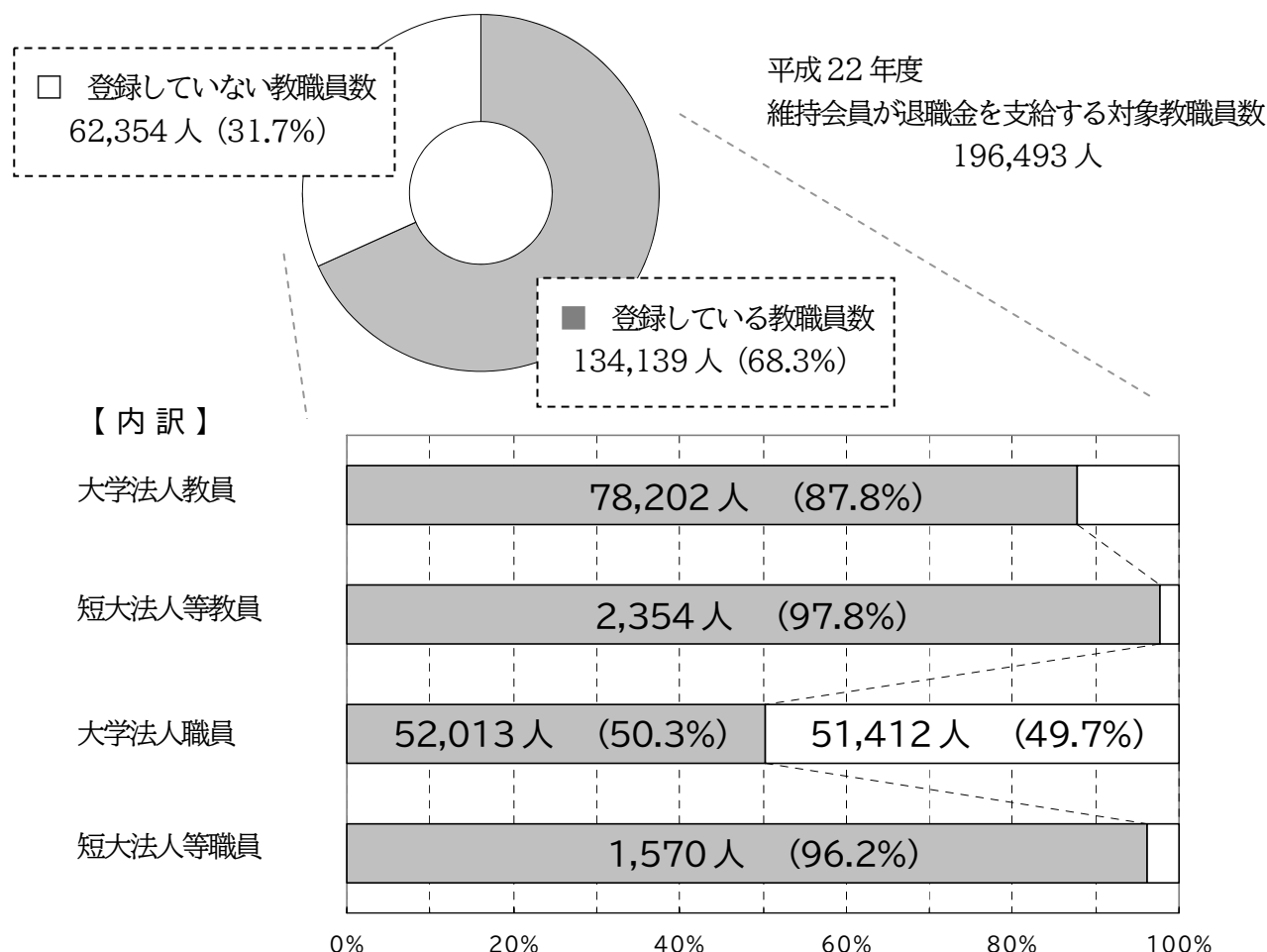


表 Q1 教職員の登録状況（平成22・19年度比較）

合 計（教員および職員）

区 分		平成22年度			平成19年度	
大 学	退職金を支給する人数（人）	192,454	67.7%	<	175,625	73.9%
	当財団へ登録している人数（人）	130,215	(90.8%)		129,829	(94.0%)
短 大 等	退職金を支給する人数（人）	4,039	97.2%	>	5,106	90.8%
	当財団へ登録している人数（人）	3,924			4,634	
合 計	退職金を支給する人数（人）	196,493	68.3%	<	180,731	74.4%
	当財団へ登録している人数（人）	134,139	(91.1%)		134,463	(93.9%)

教 員

区 分		平成22年度			平成19年度	
大 学	退職金を支給する人数（人）	89,029	87.8%	<	85,312	91.1%
	当財団へ登録している人数（人）	78,202	(94.3%)		77,679	(95.6%)
短 大 等	退職金を支給する人数（人）	2,407	97.8%	>	3,122	90.2%
	当財団へ登録している人数（人）	2,354			2,816	
合 計	退職金を支給する人数（人）	91,436	88.1%	<	88,434	91.0%
	当財団へ登録している人数（人）	80,556	(94.5%)		80,495	(95.3%)

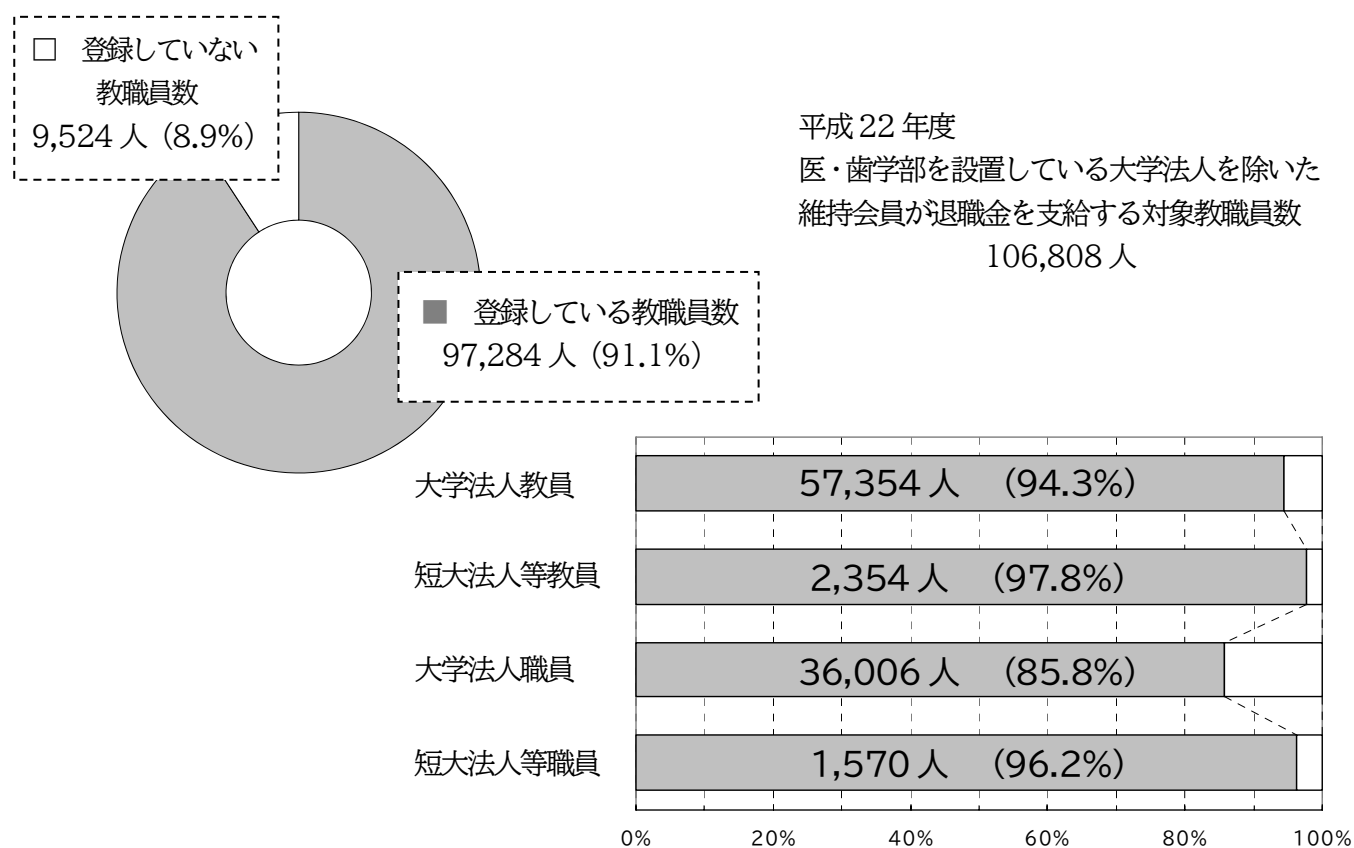
職 員

区 分		平成22年度			平成19年度	
大 学	退職金を支給する人数（人）	103,425	50.3%	<	90,313	57.7%
	当財団へ登録している人数（人）	52,013	(85.8%)		52,150	(91.7%)
短 大 等	退職金を支給する人数（人）	1,632	96.2%	>	1,984	91.6%
	当財団へ登録している人数（人）	1,570			1,818	
合 計	退職金を支給する人数（人）	105,057	51.0%	<	92,297	58.5%
	当財団へ登録している人数（人）	53,583	(86.2%)		53,968	(91.7%)

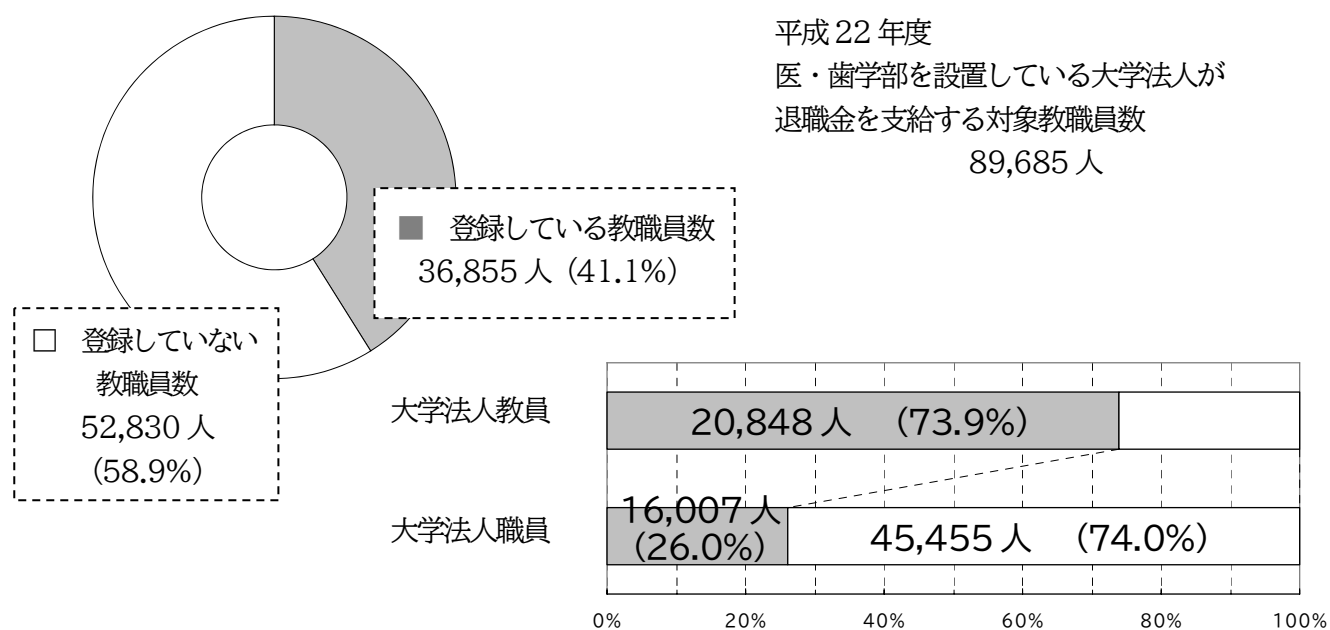
(注)「()」は医・歯学部を設置している会員を除いた場合の登録割合である。

医・歯学部を設置している大学法人の医療系職員の人数は多く、またその登録状況（割合）は一様でない。そこで、医・歯学部を設置している大学法人を除いた維持会員全体の登録人数は 97,284 人で、登録割合は 91.1%である。職員の登録人数は 37,576 人（86.2%）、大学法人の登録人数は、93,360 人（90.8%）、うち職員の登録人数は、36,006 人（85.8%）となっている。

グラフ Q1の2 医学部または歯学部を設置していない維持会員の登録状況



グラフ Q1の3 医・歯学部を設置している大学法人の登録状況



グラフQ1の職員の登録状況は、前述のとおり大学法人の医・歯学部を設置している大規模会員の中で、一部登録割合が低くなっている影響が強い。そこで、この大規模会員の影響を抑え（維持会員の規模を勘案）、会員ごとの教職員の登録割合から、全体の登録状況を捉えれば、平均で教員は95%以上、職員は90%以上の登録となっている。

グラフ Q1の4 会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）

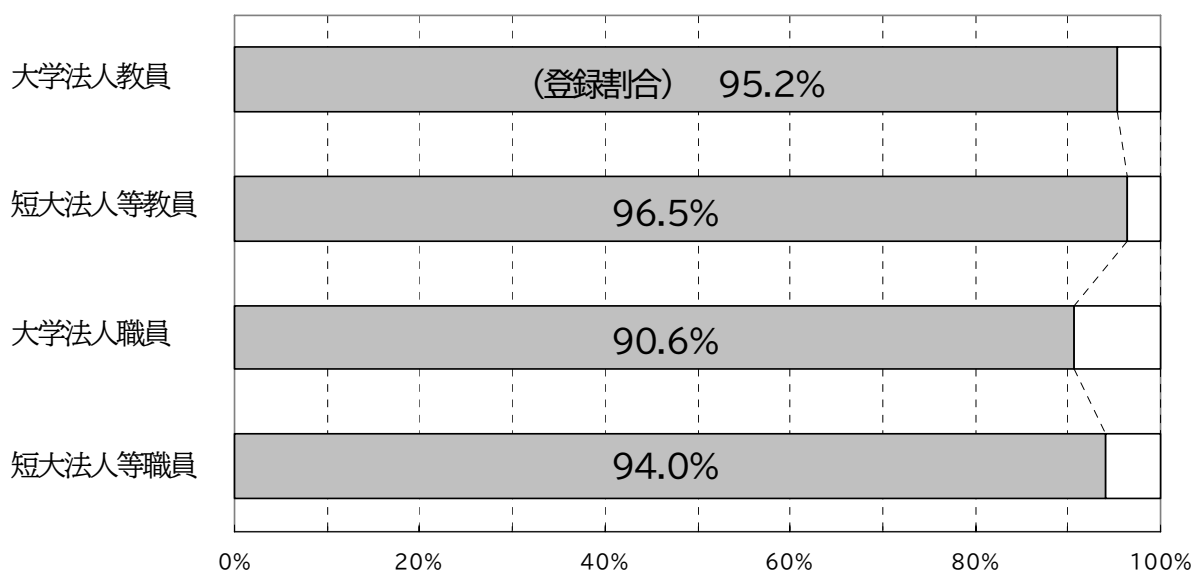


表 Q1の2 会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）（平成22・19年度比較）

合 計（教員および職員）

区 分	平成22年度		平成19年度
大学法人の登録割合の平均	92.6%		93.3%
短大法人等の登録割合の平均	96.5%		94.7%
合 計	93.3%		93.6%

教 員

区 分	平成22年度		平成19年度
大学法人の登録割合の平均	95.2%		95.8%
短大法人等の登録割合の平均	96.5%		95.7%
合 計	95.5%		95.8%

職 員

区 分	平成22年度		平成19年度
大学法人の登録割合の平均	90.6%		91.3%
短大法人等の登録割合の平均	94.0%		91.5%
合 計	91.3%		91.3%

グラフ Q1の5 地域別会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）

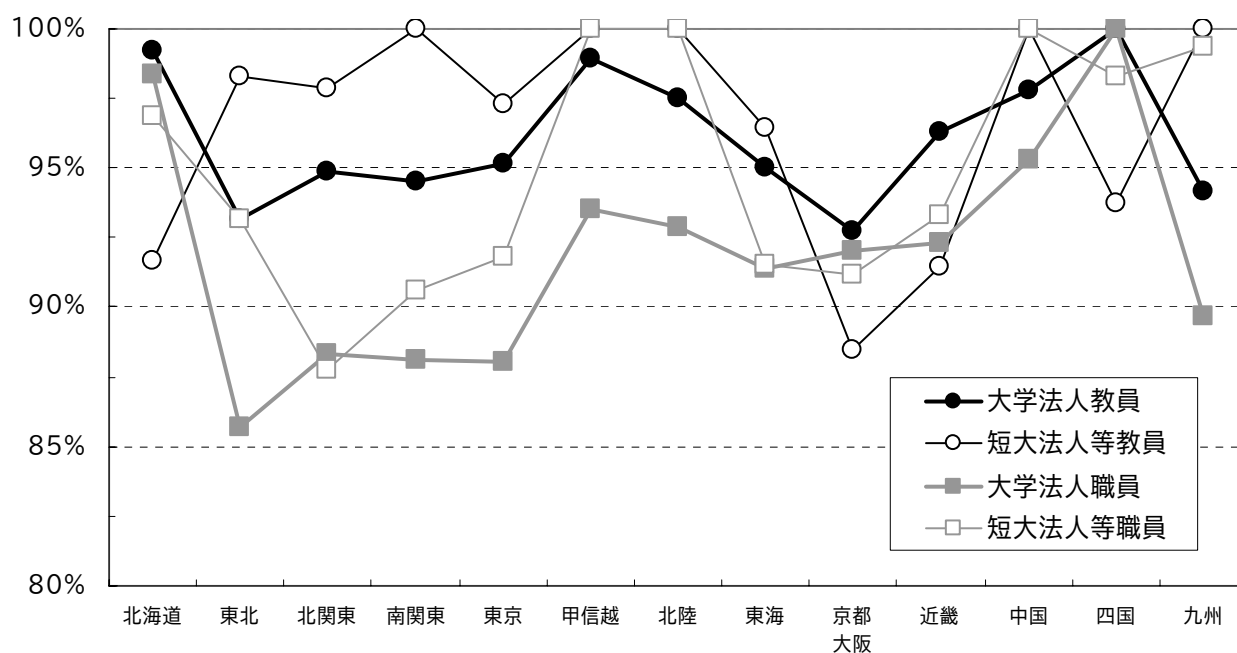


表 Q1の3 地域別会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）（平成22・19年度比較）

合 計（教員および職員）

地 域	大学法人			短大法人等		
	平成22年度		平成19年度	平成22年度		平成19年度
北海道	98.9%		99.2%	94.8%	<	98.0%
東 北	89.0%		88.0%	96.1%	>	91.5%
北関東	90.5%		91.1%	94.2%	>	83.2%
南関東	91.6%		91.6%	97.4%	>	91.4%
東 京	91.0%		91.7%	97.2%		99.7%
甲信越	96.7%		94.3%	100%		99.7%
北 陸	95.5%		96.2%	100%		97.9%
東 海	93.1%		94.2%	93.5%		93.5%
京都・大阪	91.1%	<	94.1%	95.2%		95.0%
近 畿	93.7%		93.8%	92.0%		91.9%
中 国	98.1%		97.5%	100%		99.1%
四 国	100%		100%	94.9%		95.8%
九 州	91.6%		92.7%	99.7%		98.2%
合 計	92.6%		93.3%	96.5%		94.7%

（注）教職員の登録割合は、退職金を支給する人数に医療系職員等や高等学校以下の教職員を含んで回答している場合と含まない場合があり、年度比で大きく差が発生する場合がある（以下同様）。

次のページへ

前のページの続き

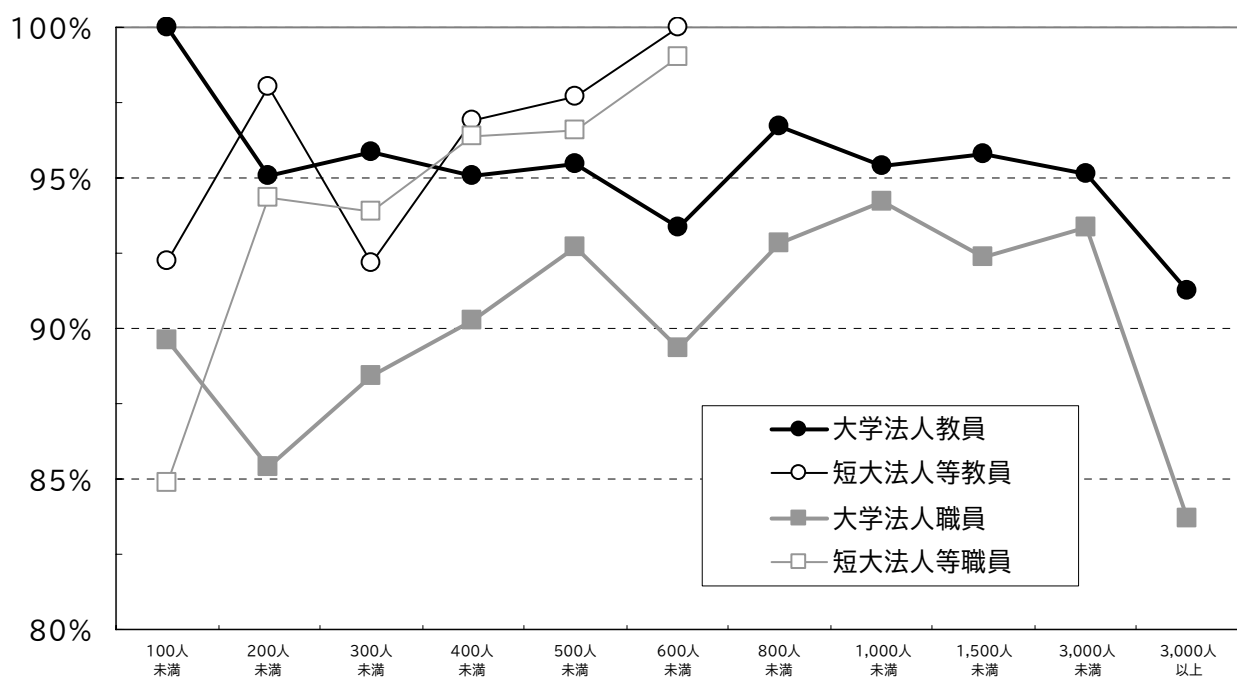
教 員

地 域	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
北海道	99.2%		99.5%	91.7%	<	100%
東 北	93.1%		93.0%	98.3%		97.4%
北関東	94.9%		96.8%	97.9%	>	86.6%
南関東	94.5%		94.8%	100%	>	92.7%
東 京	95.2%		95.0%	97.3%		99.5%
甲信越	98.9%	>	94.8%	100%		99.6%
北 陸	97.5%		97.9%	100%		99.0%
東 海	95.0%		97.0%	96.5%		94.8%
京都・大阪	92.7%	<	96.2%	88.4%	<	97.7%
近 畿	96.3%		96.0%	91.4%		89.3%
中 国	97.8%		97.2%	100%		98.8%
四 国	100%		100%	93.8%		95.9%
九 州	94.2%		94.9%	100%		100%
合 計	95.2%		95.8%	96.5%		95.7%

職 員

地 域	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
北海道	98.4%		98.5%	96.9%		96.7%
東 北	85.7%		82.8%	93.2%	>	69.7%
北関東	88.3%		85.8%	87.8%	>	77.2%
南関東	88.1%		88.3%	90.6%		88.8%
東 京	88.0%		89.5%	91.8%	<	95.5%
甲信越	93.5%		93.1%	100%		100%
北 陸	92.9%		94.2%	100%	>	95.2%
東 海	91.4%		90.8%	91.5%		91.8%
京都・大阪	92.0%		93.6%	91.2%		89.7%
近 畿	92.3%		93.0%	93.3%		95.9%
中 国	95.3%	<	97.9%	100%	>	100%
四 国	100%		100%	98.3%	>	95.3%
九 州	89.7%		90.8%	99.3%	>	93.8%
合 計	90.6%		91.3%	94.0%		91.5%

グラフ Q1の6 入学定員規模別会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）

表 Q1の4 入学定員規模別会員ごとの教職員の登録割合の平均（加重平均）
（平成22・19年度比較）

合 計（教員および職員）

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成22年度		平成19年度	平成22年度		平成19年度
100人未満	95.5%	>	89.2%	92.7%		92.9%
200人未満	90.0%	>	85.1%	96.9%		95.0%
300人未満	91.3%		90.4%	94.7%		95.9%
400人未満	93.3%		94.8%	96.5%		96.5%
500人未満	93.8%		95.6%	97.5%		99.1%
600人未満	89.8%	<	95.6%	99.6%	>	92.4%
800人未満	94.6%		94.4%			
1,000人未満	95.2%		95.3%			
1,500人未満	93.7%		94.4%			
3,000人未満	93.9%		93.2%			
3,000人以上	86.2%	<	91.0%			
合 計	92.6%		93.3%	96.0%		94.7%

次のページへ

前のページの続き

教 員

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
100 人未満	100%	＞	91.9%	92.2%		91.7%
200 人未満	95.1%		94.4%	98.0%		96.0%
300 人未満	95.9%		94.8%	92.1%	＜	97.0%
400 人未満	95.1%		96.8%	96.9%		98.8%
500 人未満	95.5%		97.3%	97.7%		99.6%
600 人未満	93.4%	＜	96.6%	100%	＞	92.9%
800 人未満	96.7%		96.8%			
1,000 人未満	95.4%		96.1%			
1,500 人未満	95.8%		96.3%			
3,000 人未満	95.1%		93.9%			
3,000 人以上	91.2%	＜	94.9%			
合 計	95.2%		95.8%	95.8%		95.7%

職 員

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
100 人未満	89.6%	＞	84.8%	84.8%		84.7%
200 人未満	85.4%	＞	81.4%	94.3%		93.5%
300 人未満	88.4%		86.7%	93.9%		91.1%
400 人未満	90.3%		91.7%	96.4%	＞	93.4%
500 人未満	92.7%		94.8%	96.6%		98.0%
600 人未満	89.3%	＜	94.8%	99.0%	＞	89.9%
800 人未満	92.8%		91.0%			
1,000 人未満	94.2%		95.1%			
1,500 人未満	92.4%		93.3%			
3,000 人未満	93.3%		92.9%			
3,000 人以上	83.7%	＜	88.1%			
合 計	90.6%		91.3%	93.8%		91.5%

Q2 日本公認会計士協会学校法人委員会報告第29号による会計処理の状況

全体の99.0%（596 会員）が、第29号報告による会計処理を行っており、平成19年度と比較して1.6ポイント上昇している。内訳は、大学法人が99.4%（489 会員）、短大法人等で97.3%（107 会員）である。前年度までの傾向と大きな変化は無いが、少しずつ第29号報告による会計処理を行っている会員が増加している。

グラフ Q2 第29号報告による会計処理の状況（会員数の割合）

（注）外側が大学法人、内側が短大法人等

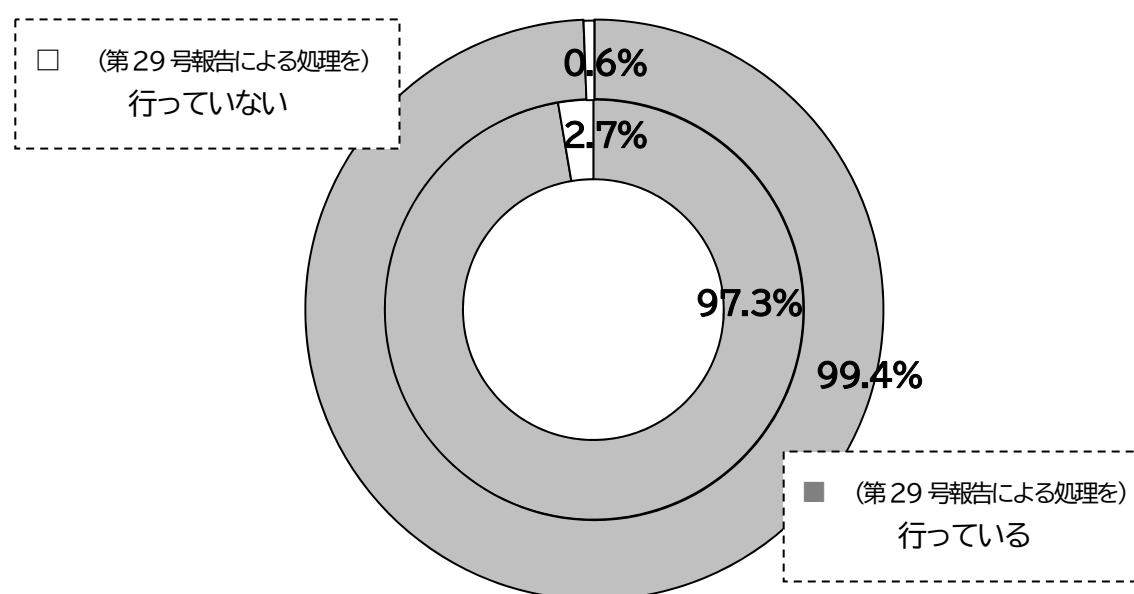


表 Q2 第29号報告による会計処理の状況（平成22・19年度比較）

区 分 (第29号報告による会計処理を)	合 計			
	平成22年度		平成19年度	
行っている	596	(99.0%)	597	(97.4%)
行っていない	6	(1.0%)	16	(2.6%)
合 計	602	(100%)	613	(100%)

区 分 (第29号報告による会計処理を)	大学法人				短大法人等			
	平成22年度		平成19年度		平成22年度		平成19年度	
行っている	489	(99.4%)	476	(97.9%)	107	(97.3%)	121	(95.3%)
行っていない	3	(0.6%)	10	(2.1%)	3	(2.7%)	6	(4.7%)
合 計	492	(100%)	486	(100%)	110	(100%)	127	(100%)

Q3 退職給与引当金の計上割合

平成21年度決算での退職給与引当金の計上割合は、退職金の期末要支給額に対し「100%」計上している会員が69.1%（416会員）となった。平成19年度と比較すると、「100%」計上している会員が減少し、「80%以上」計上している会員が増加している。3年間の推移をみると、「100%」計上している割合は、短大法人等では増加し、大学法人では減少している傾向にある。

なお、入学定員規模が3,000人以上の会員は、退職金の期末要支給額に対し「100%」計上している割合が他の規模の会員より低く、20.7%（6会員）となっている。

グラフ Q3 退職給与引当金の計上割合（会員数の割合）

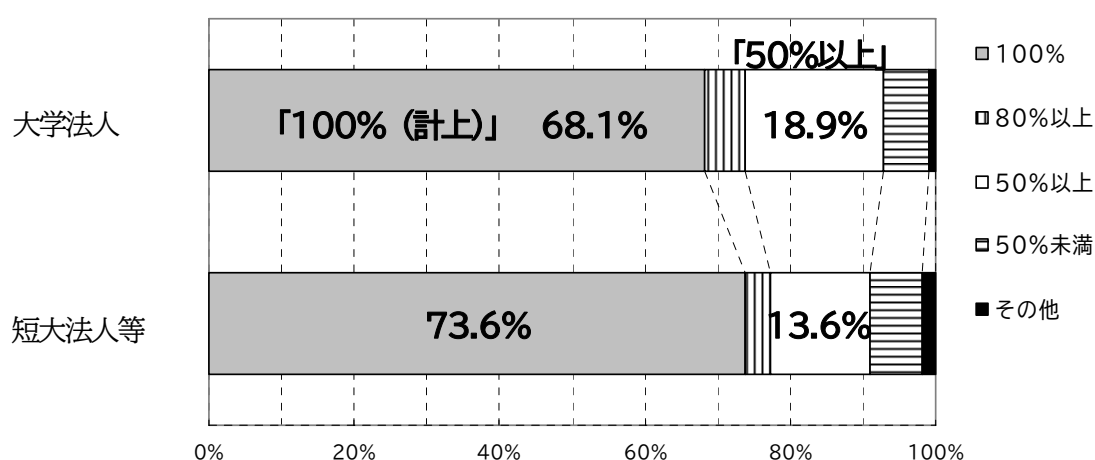


表 Q3 退職給与引当金の計上割合（平成22・19年度比較）

区 分	合 計	
	平成22年度	平成19年度
100%	416 (69.1%)	434 (70.8%)
80%以上	32 (5.3%)	21 (3.4%)
50%以上	108 (17.9%)	117 (19.1%)
50%未満	39 (6.5%)	41 (6.7%)
その他	7 (1.2%)	0 (0%)
合 計	602 (100%)	613 (100%)

区 分	大学法人		短大法人等	
	平成22年度	平成19年度	平成22年度	平成19年度
100%	335 (68.1%)	343 (70.6%)	81 (73.6%)	91 (71.7%)
80%以上	28 (5.7%)	18 (3.7%)	4 (3.6%)	3 (2.4%)
50%以上	93 (18.9%)	96 (19.8%)	15 (13.6%)	21 (16.5%)
50%未満	31 (6.3%)	29 (6.0%)	8 (7.3%)	12 (9.4%)
その他	5 (1.0%)	0 (0%)	2 (1.8%)	0 (0%)
合 計	492 (100%)	486 (100%)	110 (100%)	127 (100%)

（注）その他の回答の主なものは、退職給与引当金を計上していない。

グラフ Q3の2 地域別退職給与引当金の計上割合（会員数の割合）

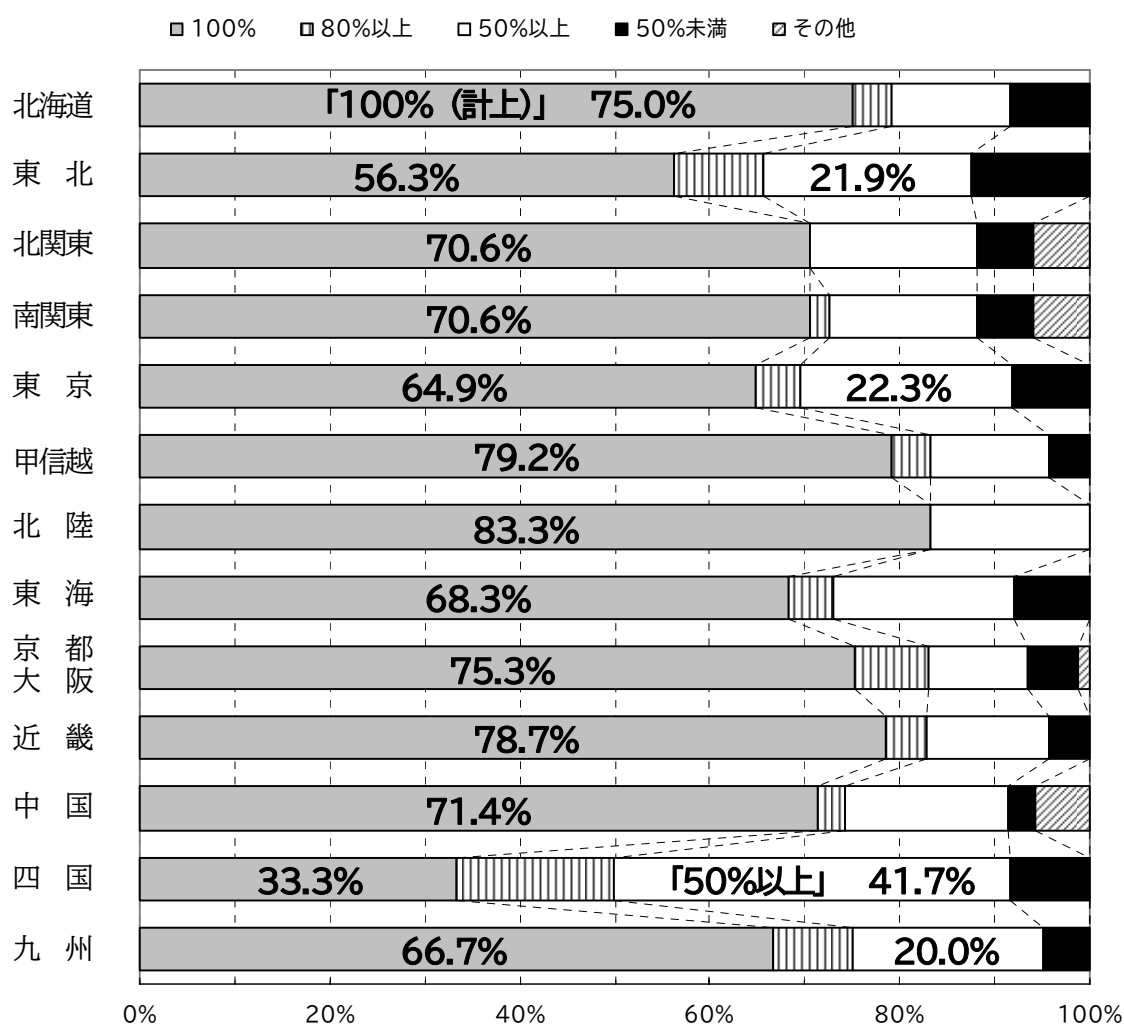


表 Q3の2 地域別退職給与引当金の計上割合

地 域		大学法人		短大法人等		合 計	
北海道	100%	15	(75.0%)	3	(75.0%)	18	(75.0%)
	80%以上	1	(5.0%)	0	(0%)	1	(4.2%)
	50%以上	3	(15.0%)	0	(0%)	3	(12.5%)
	50%未満	1	(5.0%)	1	(25.0%)	2	(8.3%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	20	(100%)	4	(100%)	24	(100%)
東北	100%	13	(48.1%)	5	(100%)	18	(56.3%)
	80%以上	3	(11.1%)	0	(0%)	3	(9.4%)
	50%以上	7	(25.9%)	0	(0%)	7	(21.9%)
	50%未満	4	(14.8%)	0	(0%)	4	(12.5%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	27	(100%)	5	(100%)	32	(100%)

次のページへ

前のページの続き

地 域		大学法人		短大法人等		合 計	
北関東	100%	8	(61.5%)	4	(100%)	12	(70.6%)
	80%以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	50%以上	3	(23.1%)	0	(0%)	3	(17.6%)
	50%未満	1	(7.7%)	0	(0%)	1	(5.9%)
	その他	1	(7.7%)	0	(0%)	1	(5.9%)
	計	13	(100%)	4	(100%)	17	(100%)
南関東	100%	26	(70.3%)	10	(71.4%)	36	(70.6%)
	80%以上	1	(2.7%)	0	(0%)	1	(2.0%)
	50%以上	7	(18.9%)	1	(7.1%)	8	(15.7%)
	50%未満	0	(0%)	3	(21.4%)	3	(5.9%)
	その他	3	(8.1%)	0	(0%)	3	(5.9%)
	計	37	(100%)	14	(100%)	51	(100%)
東 京	100%	81	(62.8%)	15	(78.9%)	96	(64.9%)
	80%以上	6	(4.7%)	1	(5.3%)	7	(4.7%)
	50%以上	31	(24.0%)	2	(10.5%)	33	(22.3%)
	50%未満	11	(8.5%)	1	(5.3%)	12	(8.1%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	129	(100%)	19	(100%)	148	(100%)
甲信越	100%	16	(84.2%)	3	(60.0%)	19	(79.2%)
	80%以上	0	(0%)	1	(20.0%)	1	(4.2%)
	50%以上	2	(10.5%)	1	(20.0%)	3	(12.5%)
	50%未満	1	(5.3%)	0	(0%)	1	(4.2%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	19	(100%)	5	(100%)	24	(100%)
北 陸	100%	8	(80.0%)	2	(100%)	10	(83.3%)
	80%以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	50%以上	2	(20.0%)	0	(0%)	2	(16.7%)
	50%未満	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	10	(100%)	2	(100%)	12	(100%)
東 海	100%	35	(66.0%)	8	(80.0%)	43	(68.3%)
	80%以上	3	(5.7%)	0	(0.0%)	3	(4.8%)
	50%以上	11	(20.8%)	1	(10.0%)	12	(19.0%)
	50%未満	4	(7.5%)	1	(10.0%)	5	(7.9%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	53	(100%)	10	(100%)	63	(100%)

次のページへ

前のページの続き

地 域		大学法人	短大法人等	合 計
京都・大阪	100%	49 (75.4%)	9 (75.0%)	58 (75.3%)
	80%以上	6 (9.2%)	0 (0%)	6 (7.8%)
	50%以上	6 (9.2%)	2 (16.7%)	8 (10.4%)
	50%未満	3 (4.6%)	1 (8.3%)	4 (5.2%)
	その他	1 (1.5%)	0 (0%)	1 (1.3%)
	計	65 (100%)	12 (100%)	77 (100%)
近 畿	100%	29 (78.4%)	8 (80.0%)	37 (78.7%)
	80%以上	2 (5.4%)	0 (0%)	2 (4.3%)
	50%以上	5 (13.5%)	1 (10.0%)	6 (12.8%)
	50%未満	1 (2.7%)	1 (10.0%)	2 (4.3%)
	その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	計	37 (100%)	10 (100%)	47 (100%)
中 国	100%	22 (75.9%)	3 (50.0%)	25 (71.4%)
	80%以上	1 (3.4%)	0 (0%)	1 (2.9%)
	50%以上	5 (17.2%)	1 (16.7%)	6 (17.1%)
	50%未満	1 (3.4%)	0 (0%)	1 (2.9%)
	その他	0 (0%)	2 (33.3%)	2 (5.7%)
	計	29 (100%)	6 (100%)	35 (100%)
四 国	100%	3 (37.5%)	1 (25.0%)	4 (33.3%)
	80%以上	1 (12.5%)	1 (25.0%)	2 (16.7%)
	50%以上	3 (37.5%)	2 (50.0%)	5 (41.7%)
	50%未満	1 (12.5%)	0 (0%)	1 (8.3%)
	その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	計	8 (100%)	4 (100%)	12 (100%)
九 州	100%	30 (66.7%)	10 (66.7%)	40 (66.7%)
	80%以上	4 (8.9%)	1 (6.7%)	5 (8.3%)
	50%以上	8 (17.8%)	4 (26.7%)	12 (20.0%)
	50%未満	3 (6.7%)	0 (0%)	3 (5.0%)
	その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	計	45 (100%)	15 (100%)	60 (100%)
合 計 (全 国)	100%	335 (68.1%)	81 (73.6%)	416 (69.1%)
	80%以上	28 (5.7%)	4 (3.6%)	32 (5.3%)
	50%以上	93 (18.9%)	15 (13.6%)	108 (17.9%)
	50%未満	31 (6.3%)	8 (7.3%)	39 (6.5%)
	その他	5 (1.0%)	2 (1.8%)	7 (1.2%)
	計	492 (100%)	110 (100%)	602 (100%)

グラフ Q3の3 入学定員規模別退職給与引当金の計上割合（会員数の割合）

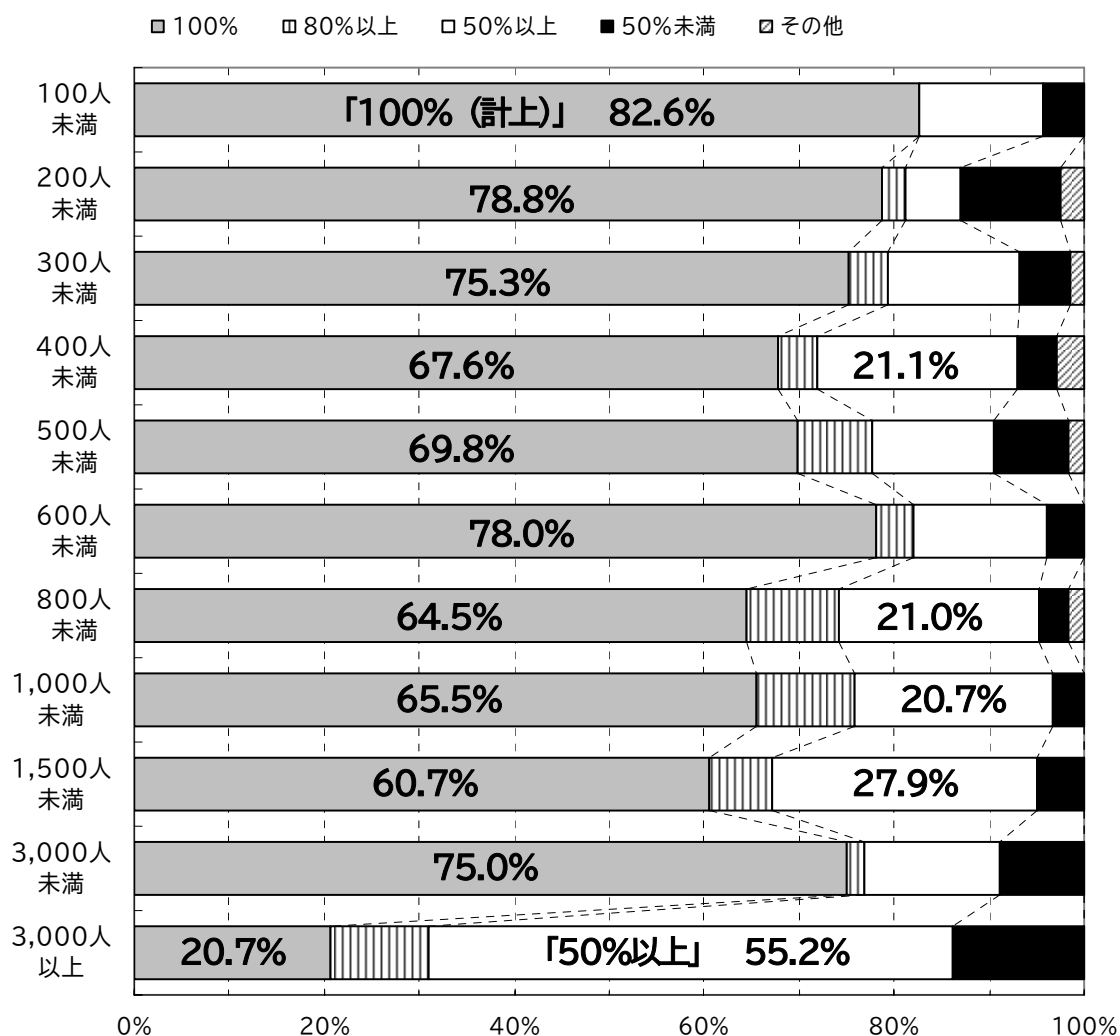


表 Q3の3 入学定員規模別退職給与引当金の計上割合

規 模		大学法人		短大法人等		合 計	
100人未満	100%	10	(83.3%)	9	(81.8%)	19	(82.6%)
	80%以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	50%以上	1	(8.3%)	2	(18.2%)	3	(13.0%)
	50%未満	1	(8.3%)	0	(0%)	1	(4.3%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	12	(100%)	11	(100%)	23	(100%)
200人未満	100%	33	(80.5%)	34	(77.3%)	67	(78.8%)
	80%以上	1	(2.4%)	1	(2.3%)	2	(2.4%)
	50%以上	3	(7.3%)	2	(4.5%)	5	(5.9%)
	50%未満	3	(7.3%)	6	(13.6%)	9	(10.6%)
	その他	1	(2.4%)	1	(2.3%)	2	(2.4%)
	計	41	(100%)	44	(100%)	85	(100%)

次のページへ

前のページの続き

規 模		大学法人		短大法人等		合 計	
300 人未満	100%	35	(79.5%)	20	(69.0%)	55	(75.3%)
	80%以上	1	(2.3%)	2	(6.9%)	3	(4.1%)
	50%以上	5	(11.4%)	5	(17.2%)	10	(13.7%)
	50%未満	2	(4.5%)	2	(6.9%)	4	(5.5%)
	その他	1	(2.3%)	0	(0%)	1	(1.4%)
	計	44	(100%)	29	(100%)	73	(100%)
400 人未満	100%	39	(70.9%)	9	(56.3%)	48	(67.6%)
	80%以上	2	(3.6%)	1	(6.3%)	3	(4.2%)
	50%以上	10	(18.2%)	5	(31.3%)	15	(21.1%)
	50%未満	3	(5.5%)	0	(0%)	3	(4.2%)
	その他	1	(1.8%)	1	(6.3%)	2	(2.8%)
	計	55	(100%)	16	(100%)	71	(100%)
500 人未満	100%	38	(67.9%)	6	(85.7%)	44	(69.8%)
	80%以上	5	(8.9%)	0	(0%)	5	(7.9%)
	50%以上	7	(12.5%)	1	(14.3%)	8	(12.7%)
	50%未満	5	(8.9%)	0	(0%)	5	(7.9%)
	その他	1	(1.8%)	0	(0%)	1	(1.6%)
	計	56	(100%)	7	(100%)	63	(100%)
600 人未満	100%	36	(76.6%)	3	(100%)	39	(78.0%)
	80%以上	2	(4.3%)	0	(0%)	2	(4.0%)
	50%以上	7	(14.9%)	0	(0%)	7	(14.0%)
	50%未満	2	(4.3%)	0	(0%)	2	(4.0%)
	その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	計	47	(100%)	3	(100%)	50	(100%)
800 人未満	100%	40	(64.5%)			40	(64.5%)
	80%以上	6	(9.7%)			6	(9.7%)
	50%以上	13	(21.0%)			13	(21.0%)
	50%未満	2	(3.2%)			2	(3.2%)
	その他	1	(1.6%)			1	(1.6%)
	計	62	(100%)			62	(100%)
1,000 人未満	100%	19	(65.5%)			19	(65.5%)
	80%以上	3	(10.3%)			3	(10.3%)
	50%以上	6	(20.7%)			6	(20.7%)
	50%未満	1	(3.4%)			1	(3.4%)
	その他	0	(0%)			0	(0%)
	計	29	(100%)			29	(100%)

次のページへ

前のページの続き

規 模		大学法人		短大法人等	合 計	
1,500 人未満	100%	37	(60.7%)		37	(60.7%)
	80%以上	4	(6.6%)		4	(6.6%)
	50%以上	17	(27.9%)		17	(27.9%)
	50%未満	3	(4.9%)		3	(4.9%)
	その他	0	(0%)		0	(0%)
	計	61	(100%)		61	(100%)
3,000 人未満	100%	42	(75.0%)		42	(75.0%)
	80%以上	1	(1.8%)		1	(1.8%)
	50%以上	8	(14.3%)		8	(14.3%)
	50%未満	5	(8.9%)		5	(8.9%)
	その他	0	(0%)		0	(0%)
	計	56	(100%)		56	(100%)
3,000 人以上	100%	6	(20.7%)		6	(20.7%)
	80%以上	3	(10.3%)		3	(10.3%)
	50%以上	16	(55.2%)		16	(55.2%)
	50%未満	4	(13.8%)		4	(13.8%)
	その他	0	(0%)		0	(0%)
	計	29	(100%)		29	(100%)
合 計 (全規模)	100%	335	(68.1%)	81 (73.6%)	416	(69.1%)
	80%以上	28	(5.7%)	4 (3.6%)	32	(5.3%)
	50%以上	93	(18.9%)	15 (13.6%)	108	(17.9%)
	50%未満	31	(6.3%)	8 (7.3%)	39	(6.5%)
	その他	5	(1.0%)	2 (1.8%)	7	(1.2%)
	計	492	(100%)	110 (100%)	602	(100%)

Q4 退職給与引当特定預金の計上（保有）割合

平成 21 年度決算での退職給与引当金の計上額に対する退職給与引当特定預金の保有割合（Q3の退職給与引当金の額を分母とし、退職給与引当特定預金を分子とした割合）は、「75%以上」保有としている会員が40.4%（243 会員）となり、次いで「計上していない」が、26.9%（162 会員）となっている。大学法人が、短大法人等と比べて 75%以上保有している割合が高く、短大法人等が大学法人より「計上していない」とした会員の割合が多くなっている。

グラフ Q4 退職給与引当特定預金の計上（保有）割合（会員数の割合）

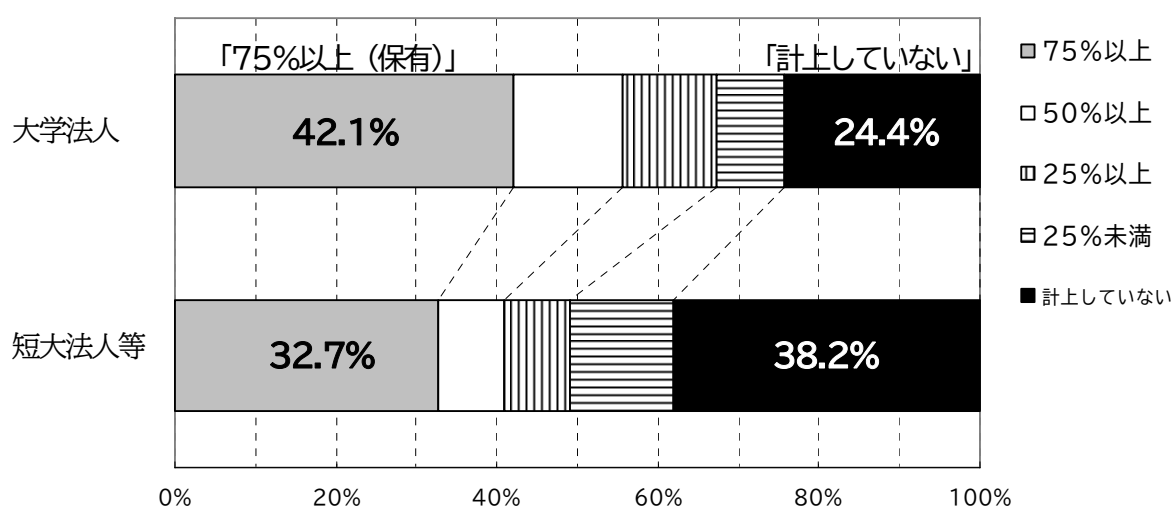


表 Q4 退職給与引当特定預金の計上（保有）割合（平成 22・21 年度比較）

区 分	合 計			
	平成 22 年度		平成 21 年度	
75%以上	243	(40.4%)	234	(38.8%)
50%以上	75	(12.5%)	83	(13.8%)
25%以上	67	(11.1%)	67	(11.1%)
25%未満	55	(9.1%)	59	(9.8%)
計上していない	162	(26.9%)	160	(26.5%)
合 計	602	(100%)	603	(100%)

区 分	大学法人				短大法人等			
	平成 22 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 21 年度	
75%以上	207	(42.1%)	198	(40.4%)	36	(32.7%)	36	(31.9%)
50%以上	66	(13.4%)	71	(14.5%)	9	(8.2%)	12	(10.6%)
25%以上	58	(11.8%)	60	(12.2%)	9	(8.2%)	7	(6.2%)
25%未満	41	(8.3%)	44	(9.0%)	14	(12.7%)	15	(13.3%)
計上していない	120	(24.4%)	117	(23.9%)	42	(38.2%)	43	(38.1%)
合 計	492	(100%)	490	(100%)	110	(100%)	113	(100%)

グラフ Q4の2 入学定員規模別退職給与引当特定預金の計上（保有）割合（会員数の割合）

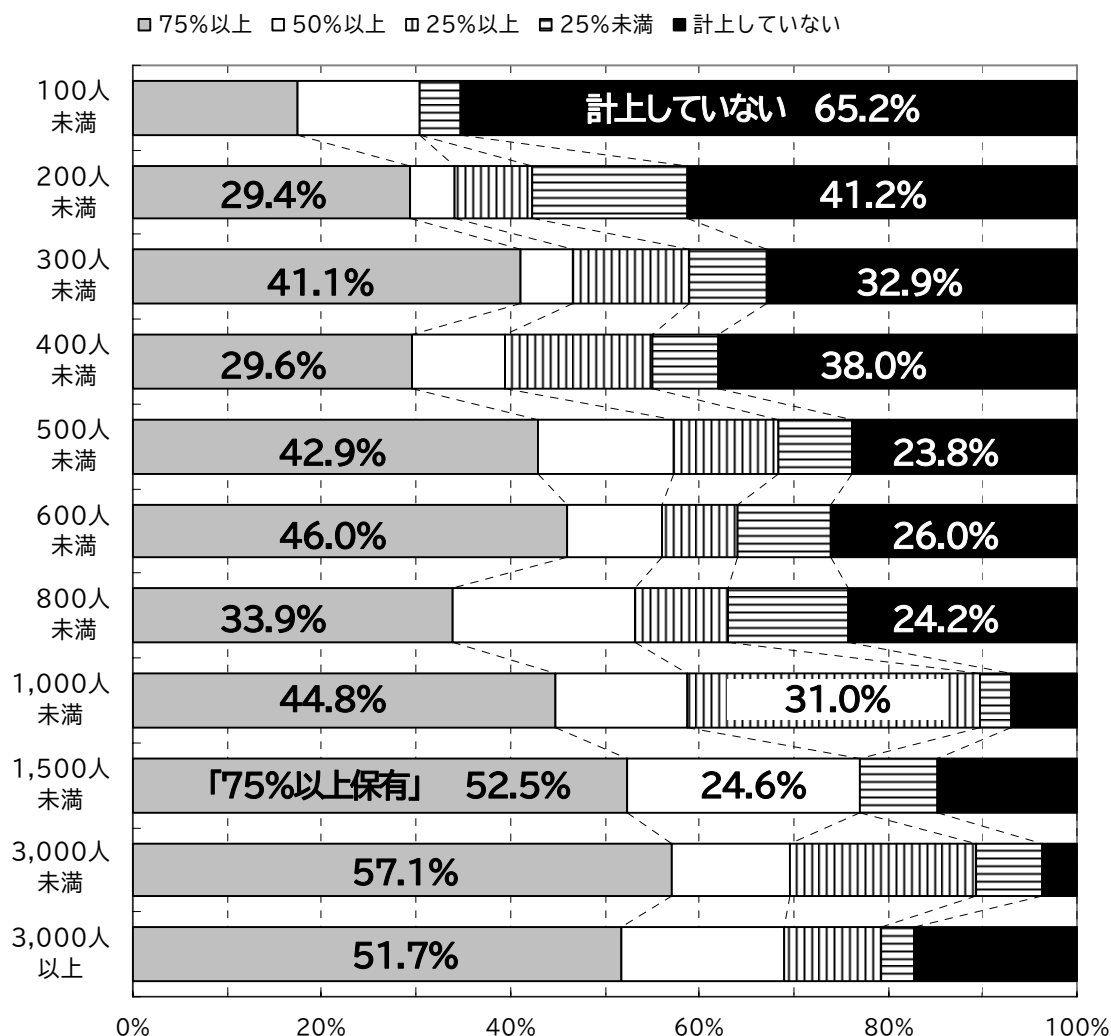


表 Q4の2 入学定員規模別退職給与引当特定預金の計上（保有）割合

規 模		大学法人		短大法人等		合 計	
100 人未満	75%以上	2	(16.7%)	2	(18.2%)	4	(17.4%)
	50%以上	2	(16.7%)	1	(9.1%)	3	(13.0%)
	25%以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	25%未満	1	(8.3%)	0	(0.0%)	1	(4.3%)
	計上していない	7	(58.3%)	8	(72.7%)	15	(65.2%)
	計	12	(100%)	11	(100%)	23	(100%)
200 人未満	75%以上	11	(26.8%)	14	(31.8%)	25	(29.4%)
	50%以上	1	(2.4%)	3	(6.8%)	4	(4.7%)
	25%以上	3	(7.3%)	4	(9.1%)	7	(8.2%)
	25%未満	8	(19.5%)	6	(13.6%)	14	(16.5%)
	計上していない	18	(43.9%)	17	(38.6%)	35	(41.2%)
	計	41	(100%)	44	(100%)	85	(100%)

次のページへ

前のページの続き

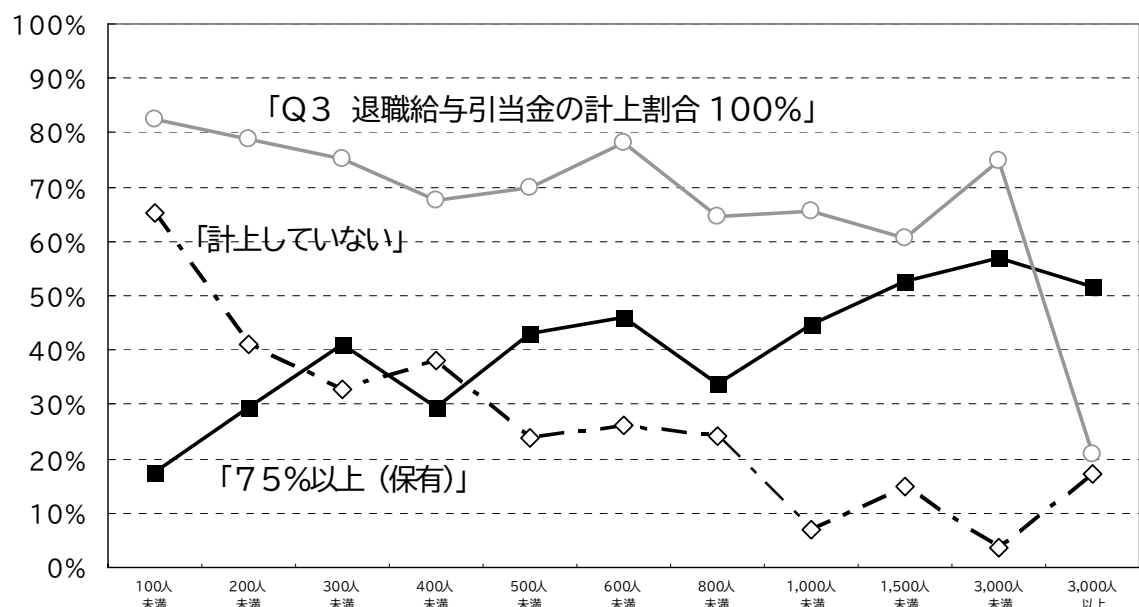
規 模		大学法人		短大法人等		合 計	
300 人未満	75%以上	18	(40.9%)	12	(41.4%)	30	(41.1%)
	50%以上	1	(2.3%)	3	(10.3%)	4	(5.5%)
	25%以上	8	(18.2%)	1	(3.4%)	9	(12.3%)
	25%未満	3	(6.8%)	3	(10.3%)	6	(8.2%)
	計上していない	14	(31.8%)	10	(34.5%)	24	(32.9%)
	計	44	(100%)	29	(100%)	73	(100%)
400 人未満	75%以上	16	(29.1%)	5	(31.3%)	21	(29.6%)
	50%以上	6	(10.9%)	1	(6.3%)	7	(9.9%)
	25%以上	8	(14.5%)	3	(18.8%)	11	(15.5%)
	25%未満	3	(5.5%)	2	(12.5%)	5	(7.0%)
	計上していない	22	(40.0%)	5	(31.3%)	27	(38.0%)
	計	55	(100%)	16	(100%)	71	(100%)
500 人未満	75%以上	26	(46.4%)	1	(14.3%)	27	(42.9%)
	50%以上	9	(16.1%)	0	(0%)	9	(14.3%)
	25%以上	6	(10.7%)	1	(14.3%)	7	(11.1%)
	25%未満	2	(3.6%)	3	(42.9%)	5	(7.9%)
	計上していない	13	(23.2%)	2	(28.6%)	15	(23.8%)
	計	56	(100%)	7	(100%)	63	(100%)
600 人未満	75%以上	21	(44.7%)	2	(66.7%)	23	(46.0%)
	50%以上	4	(8.5%)	1	(33.3%)	5	(10.0%)
	25%以上	4	(8.5%)	0	(0%)	4	(8.0%)
	25%未満	5	(10.6%)	0	(0%)	5	(10.0%)
	計上していない	13	(27.7%)	0	(0%)	13	(26.0%)
	計	47	(100%)	3	(100%)	50	(100%)
800 人未満	75%以上	21	(33.9%)			21	(33.9%)
	50%以上	12	(19.4%)			12	(19.4%)
	25%以上	6	(9.7%)			6	(9.7%)
	25%未満	8	(12.9%)			8	(12.9%)
	計上していない	15	(24.2%)			15	(24.2%)
	計	62	(100%)			62	(100%)
1,000 人未満	75%以上	13	(44.8%)			13	(44.8%)
	50%以上	4	(13.8%)			4	(13.8%)
	25%以上	9	(31.0%)			9	(31.0%)
	25%未満	1	(3.4%)			1	(3.4%)
	計上していない	2	(6.9%)			2	(6.9%)
	計	29	(100%)			29	(100%)

次のページへ

前のページの続き

規 模		大学法人		短大法人等		合 計	
1,500 人未満	75%以上	32	(52.5%)			32	(52.5%)
	50%以上	15	(24.6%)			15	(24.6%)
	25%以上	0	(0%)			0	(0%)
	25%未満	5	(8.2%)			5	(8.2%)
	計上していない	9	(14.8%)			9	(14.8%)
	計	61	(100%)			61	(100%)
3,000 人未満	75%以上	32	(57.1%)			32	(57.1%)
	50%以上	7	(12.5%)			7	(12.5%)
	25%以上	11	(19.6%)			11	(19.6%)
	25%未満	4	(7.1%)			4	(7.1%)
	計上していない	2	(3.6%)			2	(3.6%)
	計	56	(100%)			56	(100%)
3,000 人以上	75%以上	15	(51.7%)			15	(51.7%)
	50%以上	5	(17.2%)			5	(17.2%)
	25%以上	3	(10.3%)			3	(10.3%)
	25%未満	1	(3.4%)			1	(3.4%)
	計上していない	5	(17.2%)			5	(17.2%)
	計	29	(100%)			29	(100%)
合 計 (全規模)	75%以上	207	(42.1%)	36	(32.7%)	243	(40.4%)
	50%以上	66	(13.4%)	9	(8.2%)	75	(12.5%)
	25%以上	58	(11.8%)	9	(8.2%)	67	(11.1%)
	25%未満	41	(8.3%)	14	(12.7%)	55	(9.1%)
	計上していない	120	(24.4%)	42	(38.2%)	162	(26.9%)
	計	492	(100%)	110	(100%)	602	(100%)

グラフ Q4の3 引当金と特定預金の計上（保有）割合の比較（会員数の割合）（参考）



Q3の退職給与引当金とQ4の退職給与引当金計上額に対する特定預金の保有割合を比較、分析した。引当金を期末要支給額の「80%以上」計上している会員は、その引当金の「75%以上」を特定預金として保有していることが多かった。また、Q4の2を基に入学定員規模別に引当金と特定預金を比較すると、前述のとおり、入学定員規模が3,000人以上の会員では、退職給与引当金を「100%」計上している会員は少ないが、特定預金を引当金の「75%以上」保有している会員は多かった。

グラフ Q4の4 退職給与引当金の計上割合別「引当金計上額に対する特定預金の保有割合」
(会員数の割合)

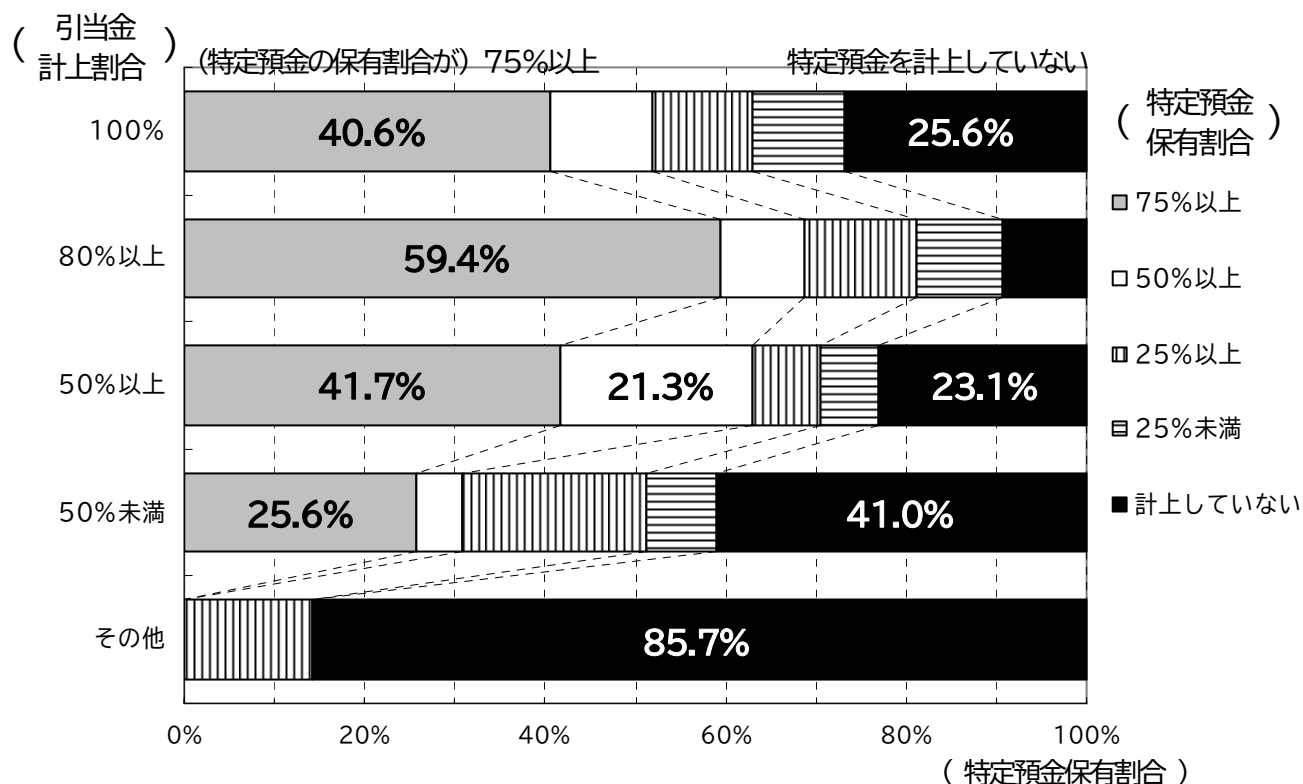


表 Q4の3 退職給与引当金の計上割合別「引当金計上額に対する特定預金の保有割合」

引当金 引当特定預金	100%	80%以上	50%以上	50%未満	その他	合 計
75%以上	169 (40.6%)	19 (59.4%)	45 (41.7%)	10 (25.6%)	0 (0%)	243 (40.4%)
50%以上	47 (11.3%)	3 (9.4%)	23 (21.3%)	2 (5.1%)	0 (0%)	75 (12.5%)
25%以上	46 (11.1%)	4 (12.5%)	8 (7.4%)	8 (20.5%)	1 (14.3%)	67 (11.1%)
25%未満	42 (10.1%)	3 (9.4%)	7 (6.5%)	3 (7.7%)	0 (0%)	55 (9.1%)
計上 していない	112 (26.9%)	3 (9.4%)	25 (23.1%)	16 (41.0%)	6 (85.7%)	162 (26.9%)
合 計	416 (100%)	32 (100%)	108 (100%)	39 (100%)	7 (100%)	602 (100%)

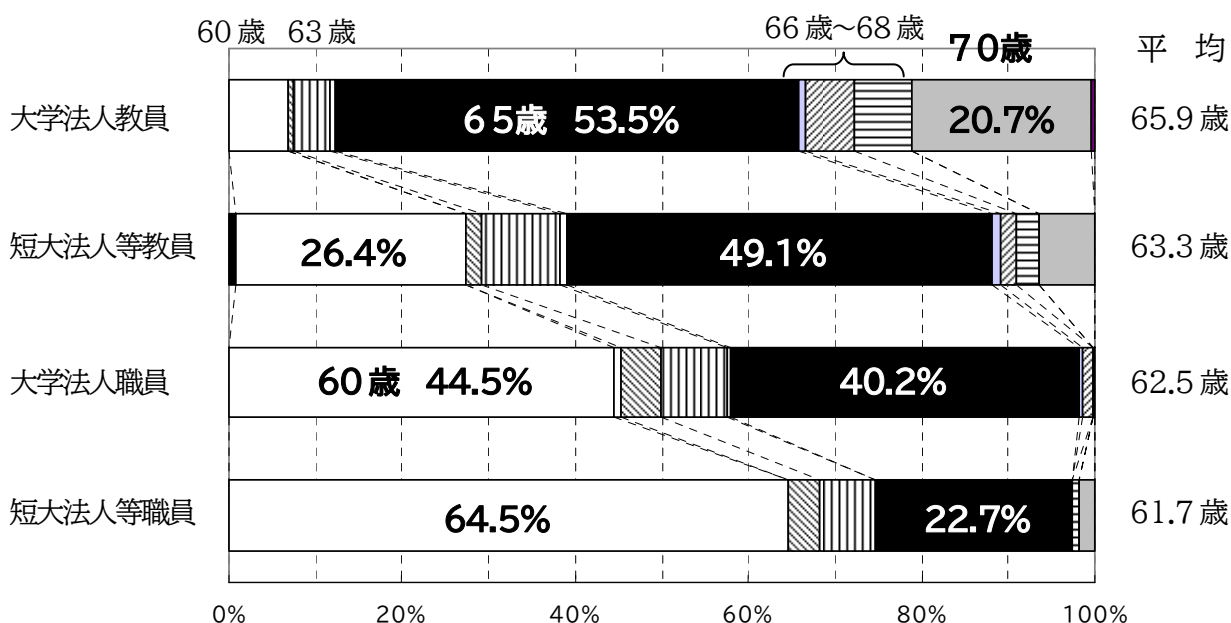
Q 5 教職員の定年年齢（職名等により異なる場合は最も該当が多いもので調査）

定年年齢については、教員は「65歳」が52.7%（317会員）と多かった。大学法人の教員は「65歳」の次に「70歳」（20.7%）が多く、短大法人等の教員は、65歳の次に60歳（26.4%）が多く、大学法人とは差があった。職員は、「60歳」（48.2%）と「65歳」（37.0%）が多く、大学法人は60歳と65歳がほぼ同割合であり、短大法人等は「60歳」（64.5%）が多かった。

全般的に定年年齢が下がっており、短大法人等の定年年齢の低下が、顕著であった。

地域別に定年年齢を比較すると、教員では北関東、甲信越の地域が、「70歳」の割合が高く、職員は、南関東、東京、京都・大阪の地域が、「65歳」が「60歳」の割合より多く、逆に北海道、北陸、中国、九州の地域では「60歳」が「65歳」の割合より50ポイント以上高かった。どの地域も大学法人の定年年齢が、短大法人等と比較して高くなっている傾向にある。

グラフ Q 5 教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q 5の2 教職員の平均定年年齢の推移（平成22・19年度比較）

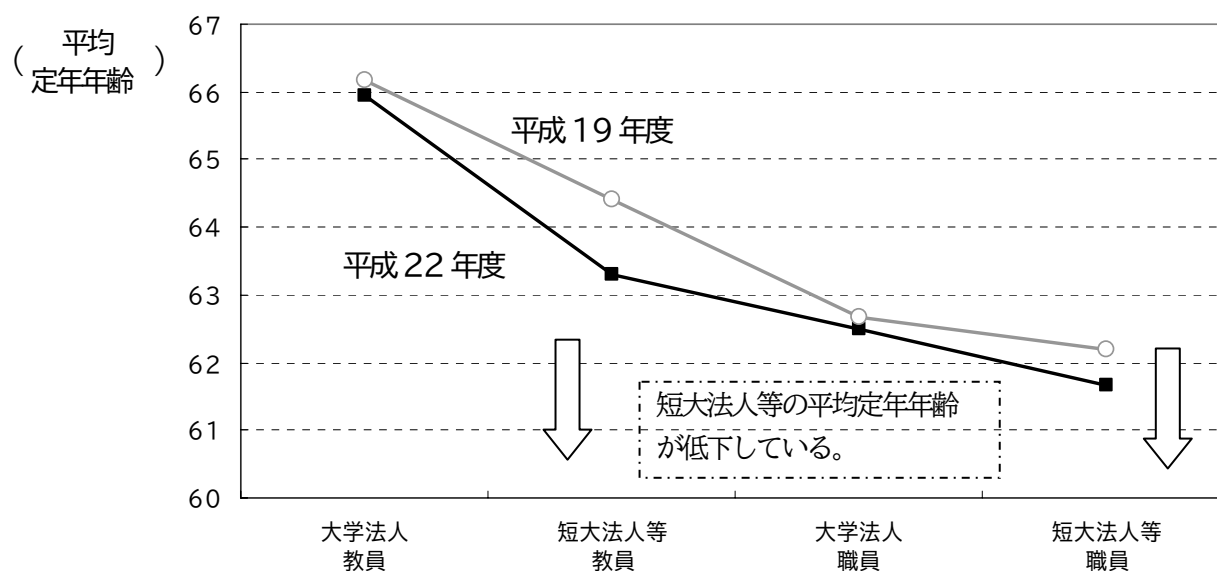


表 Q5 教職員の定年年齢（平成22・19年度比較）

教 員

区 分	合 計	
	平成22年度	平成19年度
59歳以下または定年無し	1 (0.2%)	1 (0.2%)
60歳	63 (10.5%)	59 (9.6%)
61歳	0 (0%)	1 (0.2%)
62歳	5 (0.8%)	4 (0.7%)
63歳	30 (5.0%)	26 (4.2%)
64歳	4 (0.7%)	3 (0.5%)
65歳	317 (52.7%)	309 (50.4%)
66歳	5 (0.8%)	6 (1.0%)
67歳	30 (5.0%)	28 (4.6%)
68歳	36 (6.0%)	36 (5.9%)
69歳	0 (0.0%)	2 (0.3%)
70歳	109 (18.1%)	132 (21.5%)
71歳以上	2 (0.3%)	6 (1.0%)
合 計	602 (100%)	613 (100%)
平均定年年齢	65.5歳	65.8歳

区 分	大学法人		短大法人等	
	平成22年度	平成19年度	平成22年度	平成19年度
59歳以下または定年無し	0 (0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.8%)
60歳	34 (6.9%)	34 (7.0%)	29 (26.4%)	25 (19.7%)
61歳	0 (0%)	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	3 (0.6%)	1 (0.2%)	2 (1.8%)	3 (2.4%)
63歳	20 (4.1%)	16 (3.3%)	10 (9.1%)	10 (7.9%)
64歳	3 (0.6%)	2 (0.4%)	1 (0.9%)	1 (0.8%)
65歳	263 (53.5%)	245 (50.4%)	54 (49.1%)	64 (50.4%)
66歳	4 (0.8%)	4 (0.8%)	1 (0.9%)	2 (1.6%)
67歳	28 (5.7%)	25 (5.1%)	2 (1.8%)	3 (2.4%)
68歳	33 (6.7%)	32 (6.6%)	3 (2.7%)	4 (3.1%)
69歳	0 (0%)	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (0.8%)
70歳	102 (20.7%)	119 (24.5%)	7 (6.4%)	13 (10.2%)
71歳以上	2 (0.4%)	6 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	492 (100%)	486 (100%)	110 (100%)	127 (100%)
平均定年年齢	65.9歳	66.1歳	63.3歳	64.4歳

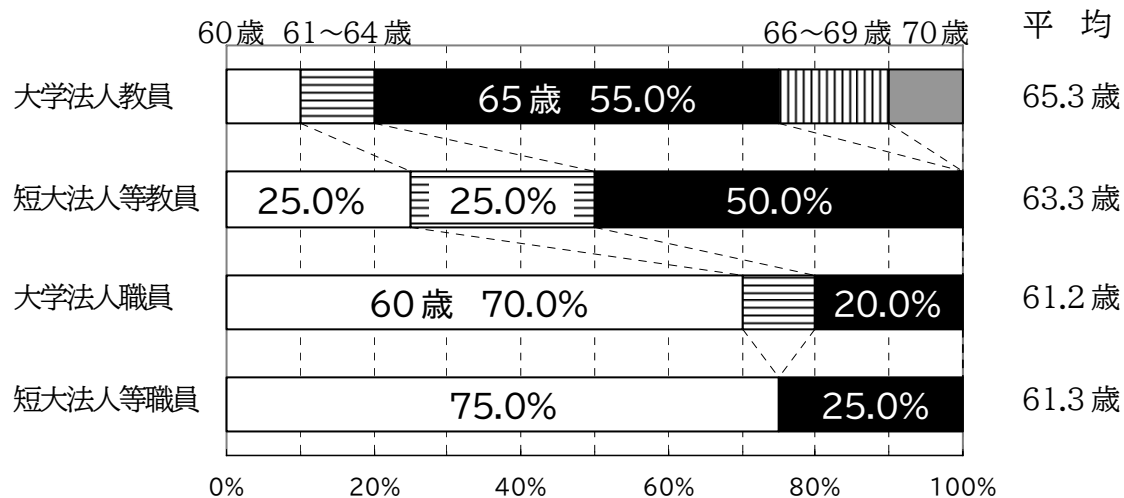
職 員

区 分	合 計	
	平成 22 年度	平成 19 年度
59 歳以下または定年無し	0 (0%)	0 (0%)
60 歳	290 (48.2%)	272 (44.4%)
61 歳	4 (0.7%)	5 (0.8%)
62 歳	26 (4.3%)	25 (4.1%)
63 歳	45 (7.5%)	45 (7.3%)
64 歳	2 (0.3%)	3 (0.5%)
65 歳	223 (37.0%)	242 (39.5%)
66 歳	2 (0.3%)	4 (0.7%)
67 歳	6 (1.0%)	7 (1.1%)
68 歳	1 (0.2%)	4 (0.7%)
69 歳	0 (0%)	0 (0%)
70 歳	3 (0.5%)	6 (1.0%)
71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)
合 計	602 (100%)	613 (100%)
平均定年年齢	62.3 歳	62.6 歳

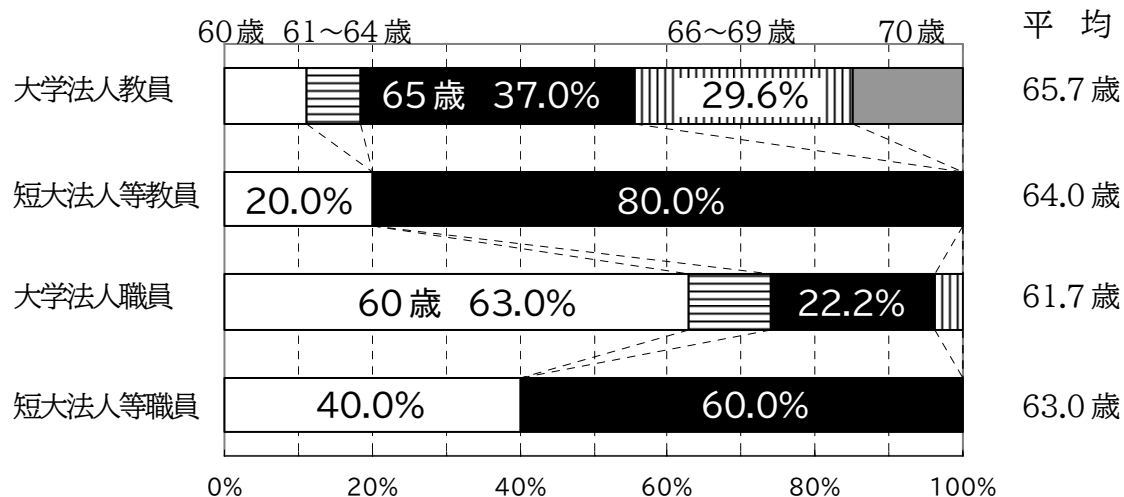
区 分	大学法人		短大法人等	
	平成 22 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 19 年度
59 歳以下または定年無し	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
60 歳	219 (44.5%)	204 (42.0%)	71 (64.5%)	68 (53.5%)
61 歳	4 (0.8%)	4 (0.8%)	0 (0%)	1 (0.8%)
62 歳	22 (4.5%)	18 (3.7%)	4 (3.6%)	7 (5.5%)
63 歳	38 (7.7%)	37 (7.6%)	7 (6.4%)	8 (6.3%)
64 歳	2 (0.4%)	3 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)
65 歳	198 (40.2%)	204 (42.0%)	25 (22.7%)	38 (29.9%)
66 歳	2 (0.4%)	4 (0.8%)	0 (0%)	0 (0%)
67 歳	6 (1.2%)	7 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)
68 歳	0 (0%)	3 (0.6%)	1 (0.9%)	1 (0.8%)
69 歳	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
70 歳	1 (0.2%)	2 (0.4%)	2 (1.8%)	4 (3.1%)
71 歳以上	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	492 (100%)	486 (100%)	110 (100%)	127 (100%)
平均定年年齢	62.5 歳	62.7 歳	61.5 歳	62.1 歳

グラフ Q5の3 教職員の定年年齢（会員数の割合）

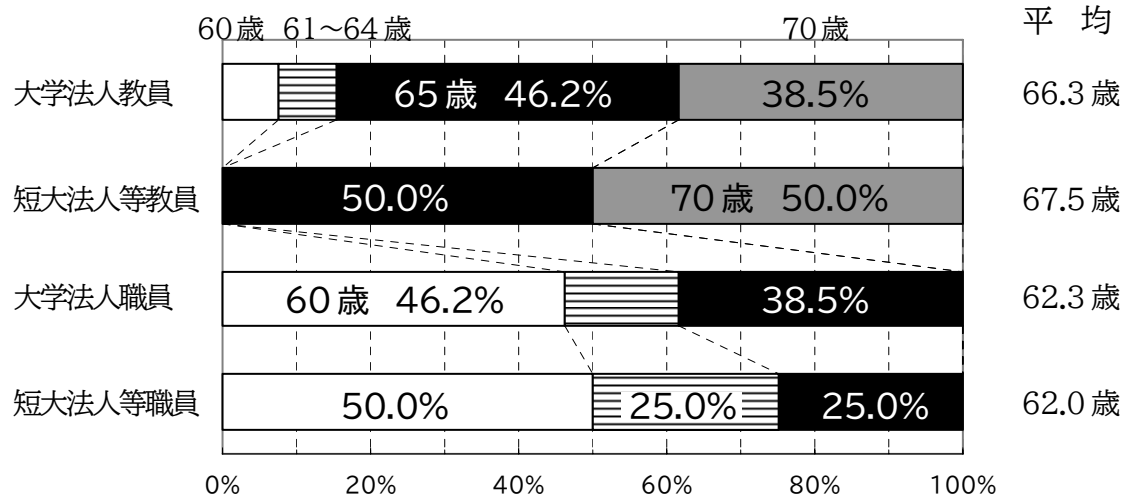
北海道



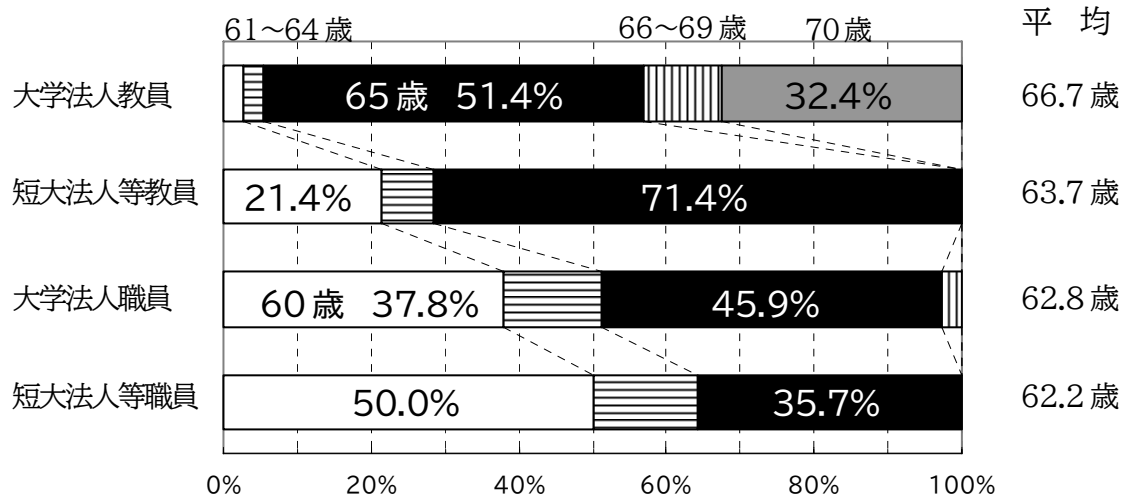
東北



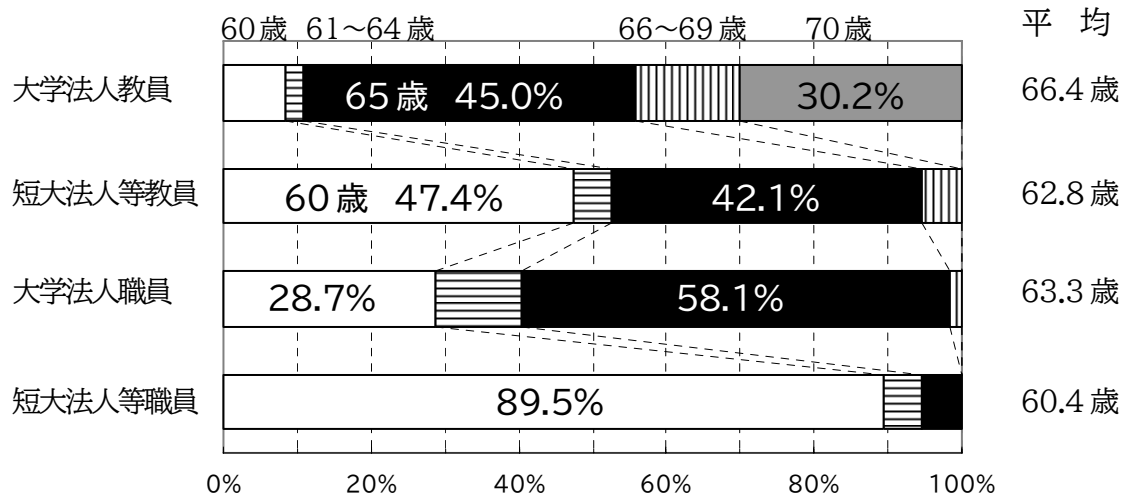
北関東



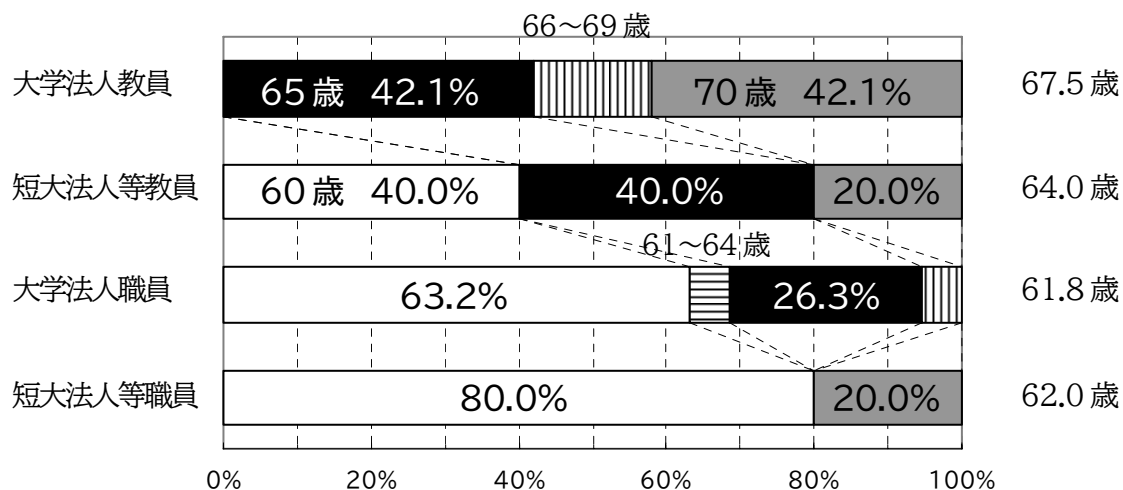
南関東



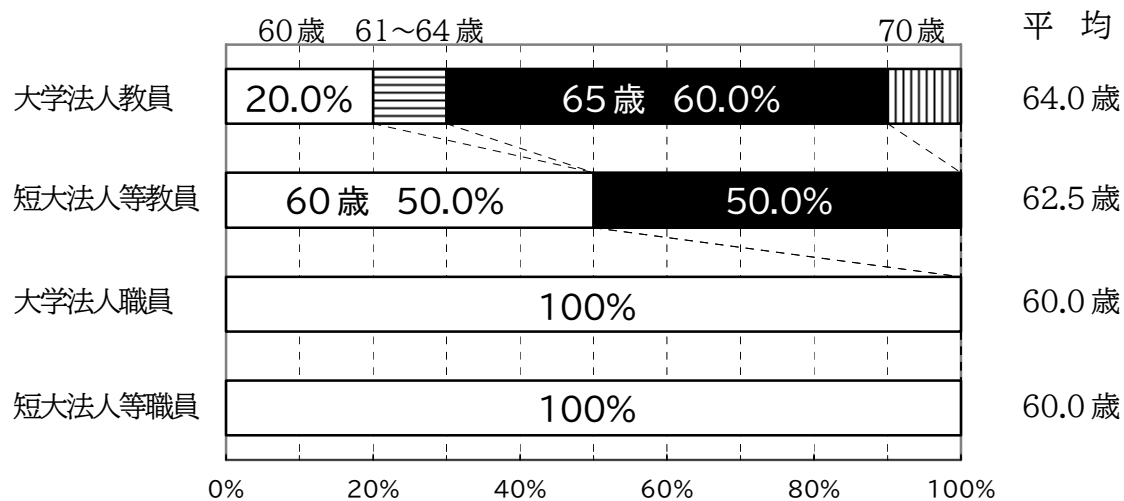
東京



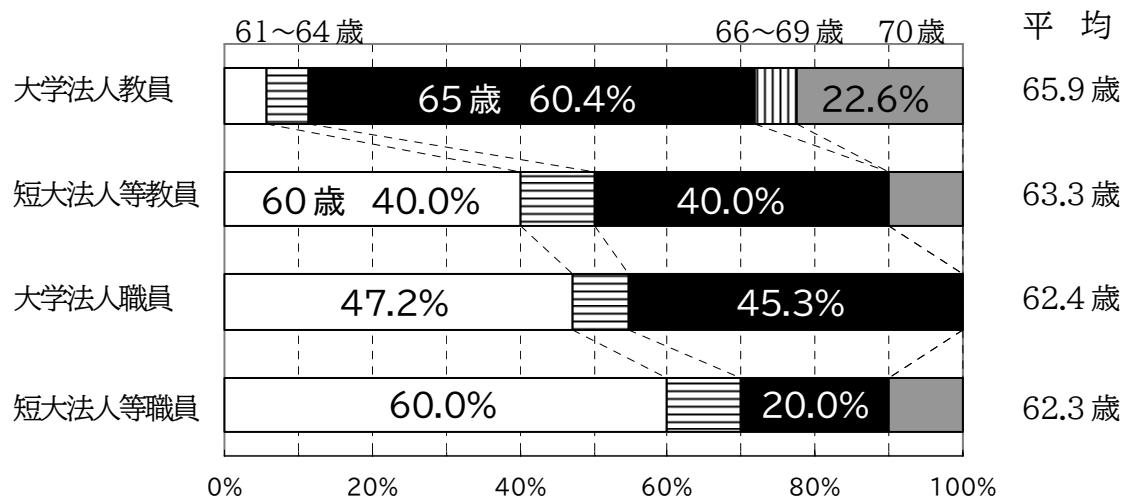
甲信越



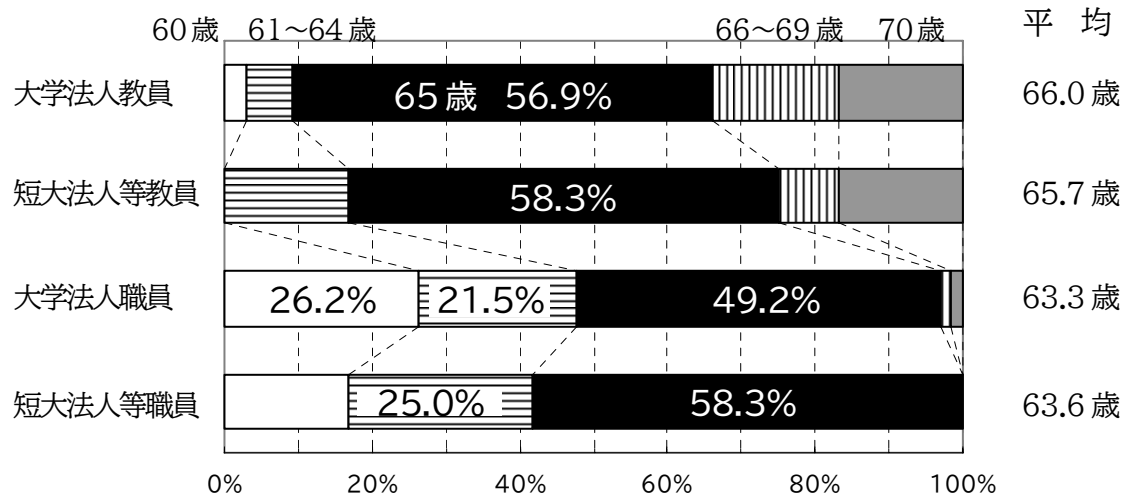
北 陸



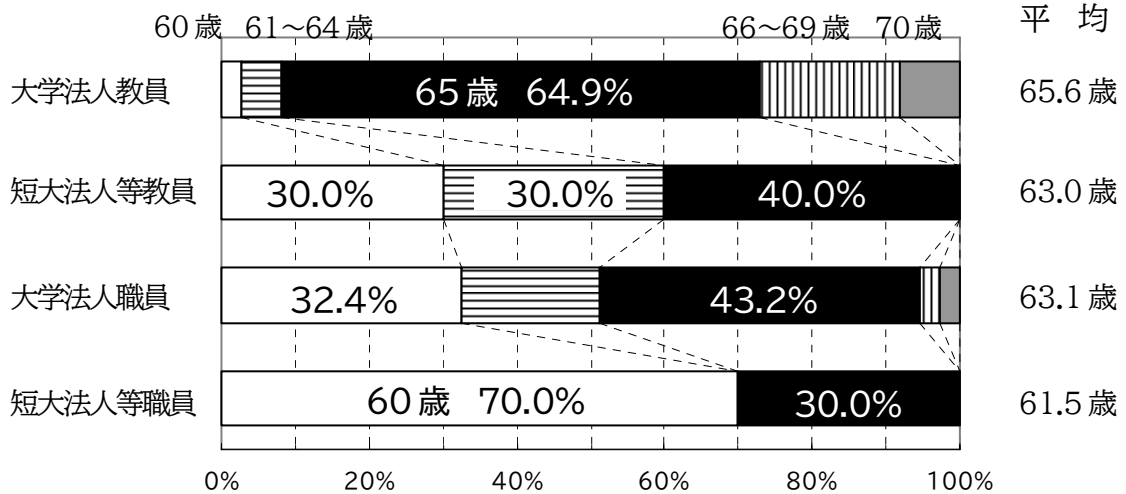
東 海



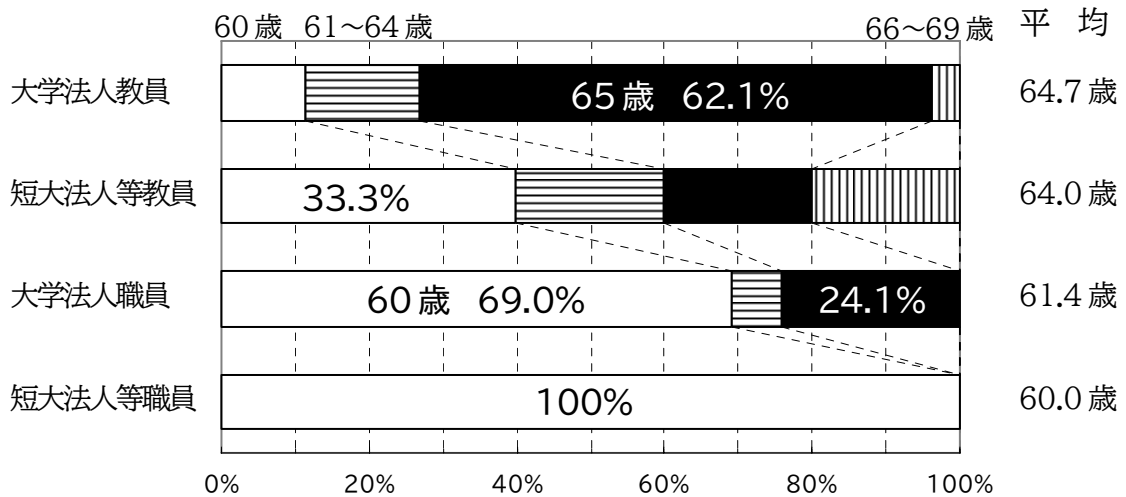
京都・大阪



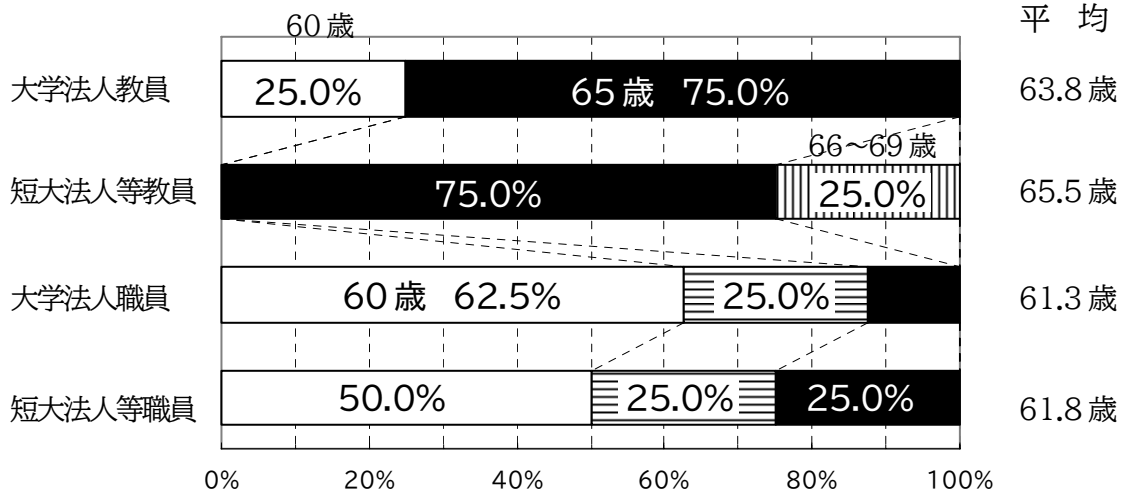
近 畿



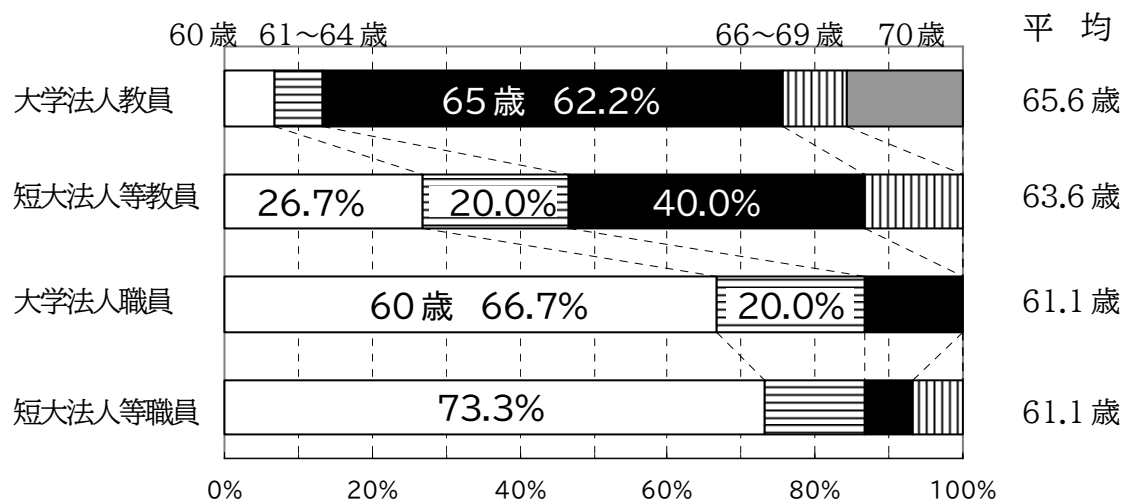
中 国



四 国



九 州



(注) グラフQ5の3では、「定年無し」は「60歳以下」に含めた。

また、「61歳」から「64歳」は「61～64歳」に、「66歳」から「69歳」は「66歳～69歳」にまとめ、「70歳」と「71歳以上」は「70歳以上」にまとめた。

なお、地域区分別の詳細のデータについて、ご希望の場合には、当財団までご連絡ください。

Q 6 退職金の支給条件として必要な在籍期間

退職金の支給条件として必要な在籍期間（勤続年数）は、教職員ともに同じ傾向であり、「1年以上」としている会員が77.4%（466 会員）と最も多く、「0年以上（半年以上等1年未満）」としている会員も約12%あった。また、大学法人は、在籍期間が1年未満でも退職金を支給している会員の割合が、短大法人等より高かった。短大法人等は、大学法人よりも1年以上の在籍から退職金を支給する会員の割合が高かった。

グラフ Q 6 退職金の支給条件として必要な在籍期間（会員数の割合）

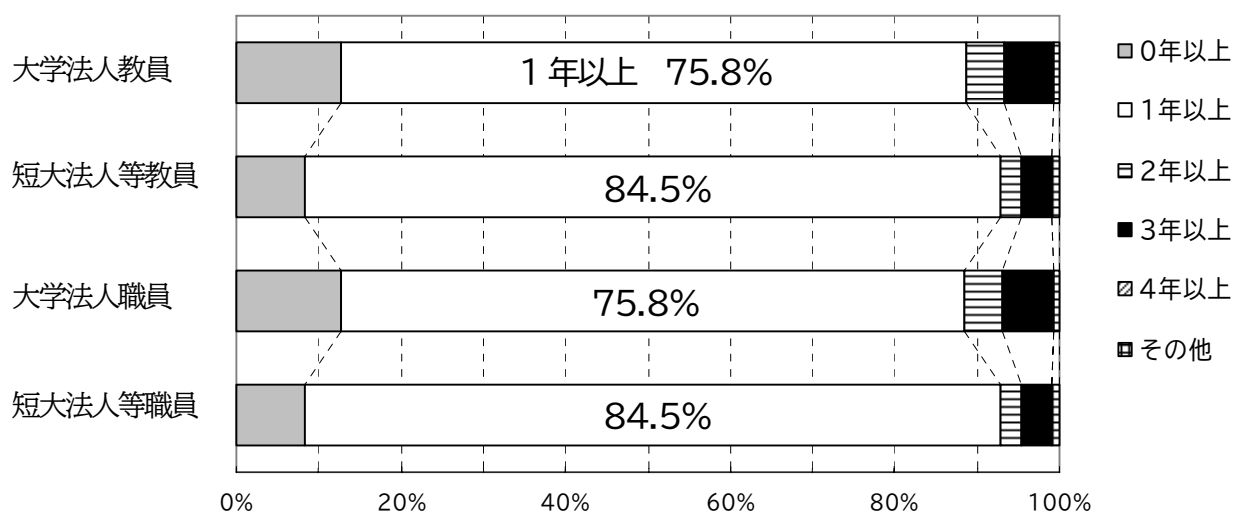


表 Q 6 退職金の支給条件として必要な在籍期間

区 分		大学法人		短大法人等		合 計	
教 員	0年以上（1年未満）	63	(12.8%)	9	(8.2%)	72	(12.0%)
	1年以上	373	(75.8%)	93	(84.5%)	466	(77.4%)
	2年以上	23	(4.7%)	3	(2.7%)	26	(4.3%)
	3年以上	29	(5.9%)	4	(3.6%)	33	(5.5%)
	4年以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	その他	4	(0.8%)	1	(0.9%)	5	(0.8%)
	合 計	492	(100%)	110	(100%)	602	(100%)
職 員	0年以上（1年未満）	62	(12.6%)	9	(8.2%)	71	(11.8%)
	1年以上	373	(75.8%)	93	(84.5%)	466	(77.4%)
	2年以上	23	(4.7%)	3	(2.7%)	26	(4.3%)
	3年以上	30	(6.1%)	4	(3.6%)	34	(5.6%)
	4年以上	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	その他	4	(0.8%)	1	(0.9%)	5	(0.8%)
	合 計	492	(100%)	110	(100%)	602	(100%)

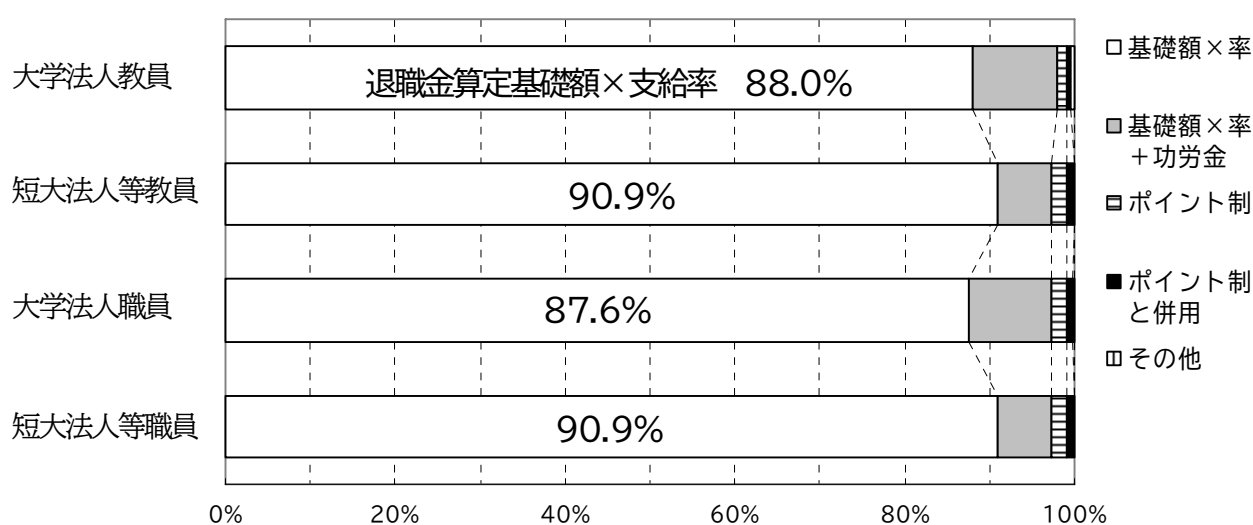
（注）その他の主なものは、雇用条件によって異なる等。

Q 7 退職金の算定方法

教職員別の退職金の算定方法は、教職員ともに同じ傾向であり、国家公務員や当財団と同じく「退職金算定基礎額×支給率」としている会員が今年度も最も多く約88%であった。これに「功労金等を加算する」会員との合計は、約97%になっており、大学法人、短大法人等を比較しても同じ傾向であった。

ポイント制と退職金算定基礎額×支給率を併用している会員を含め、ポイント制を導入している会員は、教員が1.8%（11会員）で、職員が2.7%（16会員）であった。

グラフ Q 7 退職金の算定方法（会員数の割合）



（注）グラフ内の正式な選択肢の名称は表 Q 7 参照。

表 Q 7 退職金の算定方法（平成 22・19 年度比較）

教 員

区 分	合 計	
	平成 22 年度	平成 19 年度
退職金算定基礎額×支給率	533 (88.5%)	546 (90.2%)
退職金算定基礎額×支給率 + 功労金等	56 (9.3%)	46 (7.6%)
ポイント制	8 (1.3%)	3 (0.5%)
ポイント制と退職金算定 基礎額×支給率の併用	3 (0.5%)	3 (0.5%)
その他	2 (0.3%)	9 (1.5%)
合 計	602 (100%)	605 (100%)

次のページへ

前のページの続き

区 分	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
退職金算定基礎額×支給率	433 (88.0%)		425 (88.5%)	100 (90.9%)	<	121 (96.8%)
退職金算定基礎額×支給率 + 功労金等	49 (10.0%)		43 (9.0%)	7 (6.4%)	>	3 (2.4%)
ポイント制	6 (1.2%)		3 (0.6%)	2 (1.8%)		0 (0.0%)
ポイント制と退職金算定 基礎額×支給率の併用	2 (0.4%)		1 (0.2%)	1 (0.9%)		0 (0.0%)
その他	2 (0.4%)		8 (1.7%)	0 (0.0%)		1 (0.8%)
合 計	492 (100%)		480 (100%)	110 (100%)		125 (100%)

職 員

区 分	合 計		
	平成 22 年度		平成 19 年度
退職金算定基礎額×支給率	531 (88.2%)		544 (89.9%)
退職金算定基礎額×支給率 + 功労金等	54 (9.0%)		45 (7.4%)
ポイント制	12 (2.0%)		7 (1.2%)
ポイント制と退職金算定 基礎額×支給率の併用	4 (0.7%)		1 (0.2%)
その他	1 (0.2%)		8 (1.3%)
合 計	602 (100%)		605 (100%)

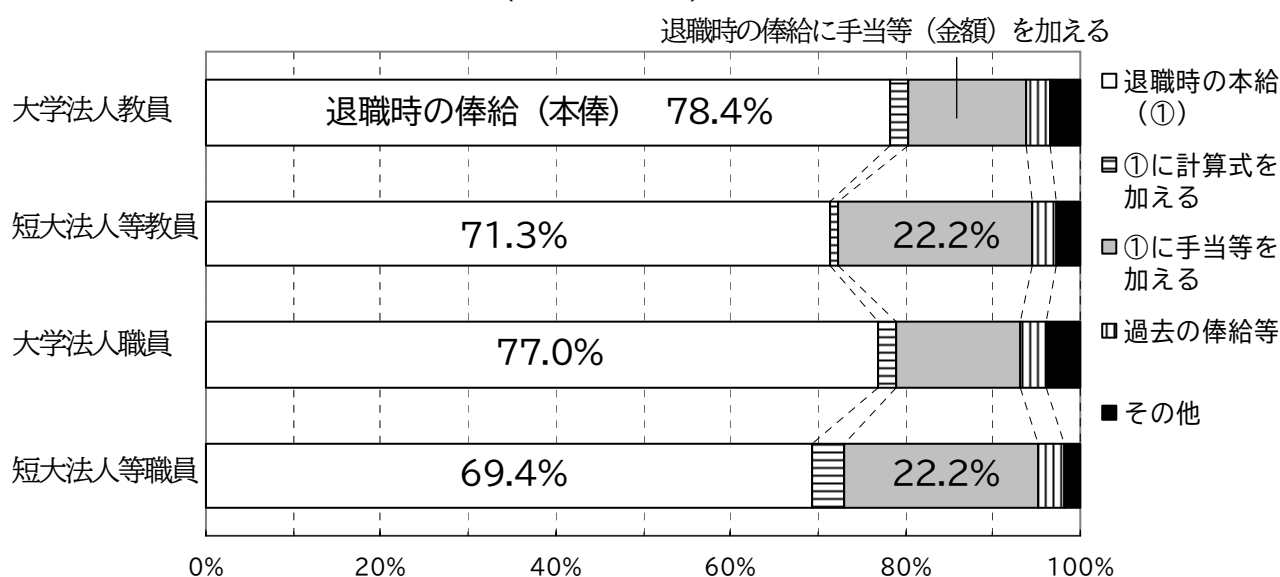
区 分	大学法人			短大法人等		
	平成 22 年度		平成 19 年度	平成 22 年度		平成 19 年度
退職金算定基礎額×支給率	431 (87.6%)		424 (88.3%)	100 (90.9%)	<	120 (96.0%)
退職金算定基礎額×支給率 + 功労金等	47 (9.6%)		42 (8.8%)	7 (6.4%)	>	3 (2.4%)
ポイント制	10 (2.0%)		7 (1.5%)	2 (1.8%)		0 (0.0%)
ポイント制と退職金算定 基礎額×支給率の併用	3 (0.6%)		1 (0.2%)	1 (0.9%)		0 (0.0%)
その他	1 (0.2%)		6 (1.3%)	0 (0.0%)		2 (1.6%)
合 計	492 (100%)		480 (100%)	110 (100%)		125 (100%)

(注) 平成 19 年度の数値は、平成 22 年度の選択肢に合わせ一部修正している。

Q 8 退職金の算定基礎額

Q 7で、退職金の算定に「算定基礎額×支給率」を用いると回答した 594 会員（「③ ポイント制」と回答しなかった会員で、大学法人 486 会員、短大法人等 108 会員）に、退職金の計算に必要な「算定基礎額」について教職員別に調査したところ、教職員ともに同じ傾向であり、「退職時の俸給（本俸）」が最も多かった。また、「退職時の俸給（本俸）」と「退職時の俸給に手当等（金額）を加える」会員を合わせると 91%以上であり、大学法人より短大法人等の方が「退職時の俸給に手当等（金額）を加える」傾向であった。

グラフ Q 8 退職金の算定基礎額（会員数の割合）



（注）グラフ内の正式な選択肢の名称は表 Q8 参照。

表 Q 8 退職金の算定基礎額

教 員

区 分	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の本給（本俸）	381 (78.4%)	77 (71.3%)	458 (77.1%)
退職時の本給に 計算式を加える（手当以外）	9 (1.9%)	1 (0.9%)	10 (1.7%)
退職時の本給に 手当等（金額）を加える	66 (13.6%)	24 (22.2%)	90 (15.2%)
過去の俸給等（退職時 の俸給以外）の平均	13 (2.7%)	3 (2.8%)	16 (2.7%)
その他	17 (3.5%)	3 (2.8%)	20 (3.4%)
合 計	486 (100%)	108 (100%)	594 (100%)

次のページへ

前のページの続き

職 員

区 分	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の本給（本俸）	371 (77.0%)	75 (69.4%)	446 (75.6%)
退職時の本給に 計算式を加える（手当以外）	9 (1.9%)	4 (3.7%)	13 (2.2%)
退職時の本給に 手当等（金額）を加える	69 (14.3%)	24 (22.2%)	93 (15.8%)
過去の俸給等（退職時 の俸給以外）の平均	14 (2.9%)	3 (2.8%)	17 (2.9%)
その他	19 (3.9%)	2 (1.9%)	21 (3.6%)
合 計	482 (100%)	108 (100%)	590 (100%)

（注）「その他」は、最高時の俸給月額や退職時の前月の俸給月額、前年 11 月現在の本俸、管理職とそれ以外で異なる等。

Q 9 退職金支給率の変更を検討する契機（複数回答可）

Q 8と同様に、Q 7で、退職金の算定に「算定基礎額×支給率」を用いると回答した 594 会員に対して、退職金の計算の際に使用する「支給率の変更を検討する契機」について調査を行った。大学法人は「当財団が退職資金の交付率を変更したとき（当財団は国家公務員退職手当法の自己都合による交付率を採用）」と「人事制度（人事運営政策）を変更するとき」と回答した会員が、ほぼ同割合で多く、短大法人等は「当財団が退職資金の交付率を変更したとき（国家公務員退職手当法の自己都合に限定）」が、70.4%（76 会員）と多く、次いで「人事制度（人事運営政策）を変更するとき」で 16.7%（18 会員）であった。

グラフ Q 9 退職金支給率の変更を検討する契機（会員数の割合）

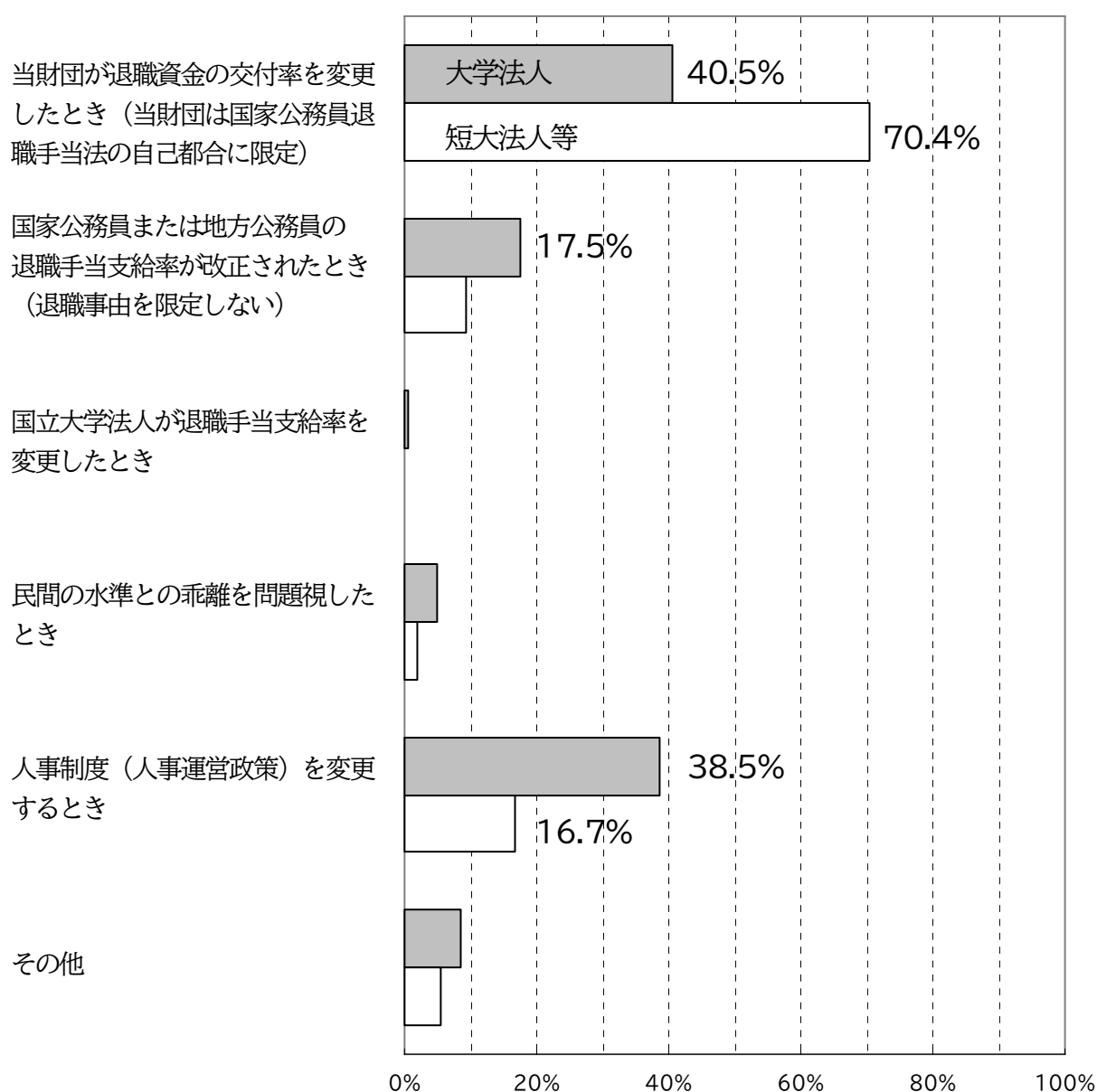


表 Q9 退職金支給率の変更を検討する契機

区 分	大学法人	短大法人等	合 計
当財団が退職資金の交付率を変更したとき (国家公務員退職手当法の自己都合に限定)	$\frac{197}{486}$ (40.5%)	$\frac{76}{108}$ (70.4%)	$\frac{273}{594}$ (46.0%)
国家公務員または地方公務員の 退職手当支給率が改正されたとき (退職事由を限定しない)	$\frac{85}{486}$ (17.5%)	$\frac{10}{108}$ (9.3%)	$\frac{95}{594}$ (16.0%)
国立大学法人が退職手当支給率を 変更したとき	$\frac{3}{486}$ (0.6%)	$\frac{0}{108}$ (0%)	$\frac{3}{594}$ (0.5%)
民間の水準との乖離を問題視したとき	$\frac{24}{486}$ (4.9%)	$\frac{2}{108}$ (1.9%)	$\frac{26}{594}$ (4.4%)
人事制度（人事運営政策）を変更するとき	$\frac{187}{486}$ (38.5%)	$\frac{18}{108}$ (16.7%)	$\frac{205}{594}$ (34.5%)
その他	$\frac{42}{486}$ (8.6%)	$\frac{6}{108}$ (5.6%)	$\frac{48}{594}$ (8.1%)

表 Q9の2 退職金支給率の変更を検討する契機のその他の回答

区 分	会員数と割合
変更の予定が無い	20 (41.7%)
法人の経営状況による	12 (25.0%)
他を参考にしない、独自で決定する	5 (10.4%)
都道府県の退職金団体が交付率を変更したとき	5 (10.4%)
複数当てはまる	4 (8.3%)
法人の経営方針の変更があったとき	1 (2.1%)
教職員組合から要望があったとき	1 (2.1%)
合 計	48 (100%)

Q10 退職金の支給日

退職金の支給日は、「退職後1ヵ月以内」としている会員が全体の47.2%（284 会員）で最も多く、次いで「退職日」に支給する会員が36.7%（221 会員）であった。

グラフ Q10 退職金の支給日（会員数の割合）

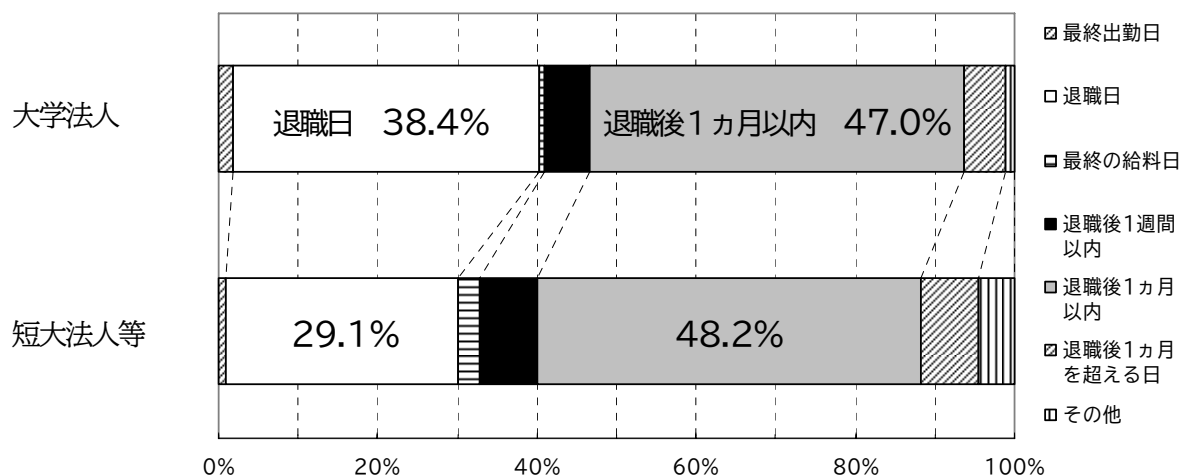


表 Q10 退職金の支給日（平成22・21年度比較）

区 分	合 計	
	平成22年度	平成21年度
最終出勤日	10 (1.7%)	8 (1.3%)
退職日	221 (36.7%)	214 (35.3%)
最終の給料日	7 (1.2%)	5 (0.8%)
退職後1週間以内	36 (6.0%)	34 (5.6%)
退職後1ヵ月以内	284 (47.2%)	288 (47.4%)
退職後1ヵ月を超える日	33 (5.5%)	32 (5.3%)
その他	11 (1.8%)	26 (4.3%)
合 計	602 (100%)	607 (100%)

区 分	大学法人		短大法人等	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
最終出勤日	9 (1.8%)	6 (1.2%)	1 (0.9%)	2 (1.7%)
退職日	189 (38.4%)	182 (37.0%)	32 (29.1%)	32 (27.8%)
最終の給料日	4 (0.8%)	4 (0.8%)	3 (2.7%)	1 (0.9%)
退職後1週間以内	28 (5.7%)	28 (5.7%)	8 (7.3%)	6 (5.2%)
退職後1ヵ月以内	231 (47.0%)	232 (47.2%)	53 (48.2%)	56 (48.7%)
退職後1ヵ月を超える日	25 (5.1%)	23 (4.7%)	8 (7.3%)	9 (7.8%)
その他	6 (1.2%)	17 (3.5%)	5 (4.5%)	9 (7.8%)
合 計	492 (100%)	492 (100%)	110 (100%)	115 (100%)

（注）「その他」の主なものは、「退職日前」、「退職後翌月の給料日」等。

平成 22 年度 退職金等に関する実態調査

調査の回答にあたって

本調査は、下記の方法のどちらからかで6月30日（水）までにご回答ください。
（全ての質問にご回答ください）

- ☐ 当財団ホームページで回答 または ☐ 添付の回答用紙で回答
（回答用紙を郵送してください）

*調査回答に関する詳細の前提条件は、本調査依頼状に一部掲載があります。ご確認ください。

Q 1 退職金規程により、大学、短期大学、高等専門学校、法人本部に所属する退職金を支給する教職員数（休職者を含む）と、そのうち当財団へ登録している教職員は何人ですか。

Q 2 平成 21 年度の決算において、退職給与引当金の会計処理について、日本公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号（以下、「第 29 号」とします。）による会計処理を行っていますか。
なお、第 29 号は、当財団ホームページおよび事務の手引 151 ページに掲載しています。

- ☐ 行っている ☐ 行っていない

Q 3 平成 21 年度の決算において、退職給与引当金（第 29 号による繰入額の加減前の金額）は、期末要支給額の何%ですか。

- ☐ 1 0 0 % ☐ 8 0 %以上 ☐ 5 0 %以上
☐ 5 0 %未満 ☐ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 4 平成 21 年度の決算において、退職給与引当特定預金の計上割合（Q 3 の退職給与引当金の額を分母とし、退職給与特定預金を分子とした割合）をお答えください。

- ☐ 7 5 %以上 ☐ 5 0 %以上 ☐ 2 5 %以上
☐ 2 5 %未満 ☐ 退職給与引当特定預金を計上していない

Q 5 大学等に常時勤務する教員、職員（以下、「教員・職員」という）の定年年齢をお答えください。
なお、定年年齢が複数ある場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。また、定年制が無い場合には、「0 歳」と記入してください。

Q 6 退職金の支給条件として必要な在籍期間は何年ですか、教職員別にお答えください。
なお、半年（6 カ月）等年単位でない場合は、月数は切り捨ててお答えください。

- ☐ 0 年以上 ☐ 1 年以上 ☐ 2 年以上
☐ 3 年以上 ☐ 4 年以上 ☐ その他
（その他記載欄にご記入ください）

Q 7 退職金の算定方法を、教職員別にお答えください。
⇒ 教職員ともに回答番号が「③ポイント制」の会員は、Q 10 へ進んでください。
⇒ 上記以外の会員は、Q 8 へ進んでください。

- ☐ 退職金算定基礎額×支給率 ☐ 退職金算定基礎額×支給率+功労金等
☐ ポイント制 ☐ ポイント制と退職金算定基礎額×支給率の併用
☐ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 8 退職金の算定基礎額を、教職員別にお答えください。
⇒ Q 9 へ進んでください。

- ☐ 退職時の俸給（本俸） ☐ 退職時の俸給に計算式を加える（手当以外）
☐ 退職時の俸給に手当等（金額）を加える ☐ 過去の俸給等（退職時の俸給以外）の平均
☐ ポイント制 ☐ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 9 維持会員の退職金支給率の変更を検討する場合は、何を契機（参考）としますか。
⇒ Q 10 へ進んでください。

- ☐ 当財団が退職資金の交付率を変更したとき（国家公務員退職手当法の自己都合に限定）
☐ 国家公務員または地方公務員の退職手当支給率が改正されたとき（退職事由を限定しない）
☐ 国立大学法人が退職手当支給率を変更したとき
☐ 民間の水準との乖離を問題視したとき
☐ 人事制度（人事運営政策）を変更するとき
☐ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 10 退職金の実際の支払日を、お答えください。
たとえば、10 日以内の場合は、⑤の「退職後 1 カ月以内」と、お答えください。

- ☐ 最終出勤日 ☐ 退職日 ☐ 最終の給料日
☐ 退職後 1 週間以内 ☐ 退職後 1 カ月以内 ☐ 退職後 1 カ月を超える日
☐ その他（その他記載欄にご記入ください）

ご協力ありがとうございました。

「平成22年度退職金等に関する実態調査」

会 員 番 号					維 持 会 員 名	
回答記入者氏名					所 属 部 課 名	

学 校 種 別	学 校 名 (下欄に記載してください)					
大 学						
短 期 大 学						
高等専門学校						

全ての質問に回答ください。

回答は、選択肢の番号、人数または年齢を数字でご記入ください。

Q1	区 分	退職金を支給する人数	当財団へ登録している人数
	教 員	人	人
	職 員	人	人

	Q_2
--	-------

Q3	(その他記載欄)
----	----------

	$\bar{Q}_4$
--	-------------

 $1/2$ [illegible]

Q5	區分	定年年齡
	教員 職員	歲 歲

Q 6	教 員		(その他記載欄)
	職 員		(その他記載欄)

Q7	教員		(その他記載欄)
	職員		(その他記載欄)

⇒教職員面方とも「③ポイント制」と回答した場合は、Q10へ
⇒上記以外はQ8へ

Q 8	教 員		(その他記載欄)
	職 員		(その他記載欄)

(Q8を回答した会員ののみ)

Q 9	(その他記載欄)
-----	----------

Q10		(その他記載欄)
-----	--	----------

天下

ご協力ありがとうございました。

私大退職金財団報 第70号
平成22年9月30日

発行 財団法人 私立大学退職金財団
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25
私学会館別館 10 階
TEL : 03-3234-3361 (代表) FAX : 03-3234-3365
<http://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用